

## 第五節 酒造業の発展

### 1 寛政改革と酒造統制

天明八年の株  
改めと永々株  
今津・灘目の新規Ⅱ在々酒造業の発展に対する江戸積酒造仲間内での、古規Ⅱ都市仲間側の対応が、前章で述べた摂泉十二郷の結成であるとすれば、いま一つの対応は幕府が乗り出した株改めと、寛政改革における一連の酒造統制政策である。

幕府は宝暦四年（一七五四）の勝手造り令のあと、天明六年（一七八六）にいたり、元禄十年（一六九七）の「元禄調高」を基にした半石造りの減醸令を布達した。しかし翌天明七年田沼意次に代わって松平定信が執政職に就くに及んで、前年までの酒造統制を改め、より徹底した統制の実施をめざした。まず酒造改めの強化を命じ、不時の公儀役人による監査巡検の制度を実施し、さらに酒造道具には極印を押し、増造り・密造の者があれば、公領・私領に関係なく、直ちに捕えて差し出すべきことを厳命した。まさに元禄体制への復帰を彷彿させるような厳格な統制の始まりであった。

次いで天明八年には、「元禄調高」設定以来九〇年にわたり放置されていた実際の造石高を把握するため、

第五節 酒造業の発展

表 142 天明期株改め時の請株状況

村名	酒造株高	造石高	酒造株数	酒造家数
御影村西組	1,146 <sup>石</sup>	18,847 <sup>石</sup>	9 <sup>株</sup>	8 <sup>人</sup>
石屋村	299	4,005	15	13
今津村南組	1,364	23,376	27	20

資料：「御影酒造組合文書」、「本嘉納家文書」、「鷲尾家文書」

天明六年の減釀令以前の造石高、つまり天明五年の造石高を申告させた。この間の事情については、その政策担当者たる松平定信自身が、その著『宇下人言』のなかで次のように述べている。

元禄のつくり高をいまにては株高とよぶ。そのまえ三分の一などには減しけるが、米下直なりければ、その株高のうちには勝手につくるべしと仰せ出されしを、株は名目にて、ただいかほどもつくるべきことと思いたがえしよりして、いまはつくり高と株とは二つに分れて、十石の株より百石つくるもあり、万石つくるもあり。これによって酉年（寛政元年）のころより諸国の酒造をただしたるに、元禄のつくり高

よりも今の三分の一のつくり高は一倍の余も多きなり。

この株改めによって、新たに申告された天明五年の造石高の状況を、灘目・今津のうち、御影村西組・石屋村、および今津村南組について例示したのが表142である。江戸積酒造業に専業化していった灘酒造家の急速な造石高増大の跡をうかがうことができる。

幕府は翌寛政元年（一七八九）八月、この株改めで確認された新株高に対して三分の一造りを発令するとともに、以後古株高を廃して、この新株高をもって「永々株」とし、分株譲渡をも禁止したのである。

こうして摂泉十二郷の成立と、この天明八年の株改めによって、元禄調高体制は崩れ去り、新たに今津・灘目の新興酒造業を包摂した形で、江戸積酒造業が再編されていったのである。

一紙送り状改印制と 幕府は寛政元年の永々株の設定につづいて、翌二年には、改めて江戸積酒造業に対する流通規制の強化策に着手した。すなわち従来通りの三分の一造りの酒造制限令に加えて、江戸へ送り出される下り酒の生産地をこれまでの江戸積酒造地域に限定し、それ以外の地域からの入津は一切禁止した。さらに寛政三年には浦賀番所に「下り酒荷改方」を設置して、下り酒入津改めと送り状の改印を命じた。ここにいたり、これまでの生産規制に加えて、流通規制としての船改め・荷改めが実施されることになったのである。

しかしこれらの諸施策も、いわばその次の流通規制強化への準備段階であった。翌寛政四年二月にはさらに改正して、一紙送り状（または総高送り状ともいう）の制が採用された。これは各荷主から江戸下り酒問屋へ差し出す一人別送り状を、浦賀番所で一枚ずつ改印する煩雑さを避けるため、まとめて一枚に書きあげて、その手続きの迅速化を図ったものである。

この一紙（総高）送り状には、荷主数、送り先の江戸問屋数、一人別送り状の枚数が書きあげられ、荷主惣代として各郷大行事が署名し、江戸下り酒問屋惣代である大行司に宛てる形になっている。このため一紙送り状の制では、各郷別に酒造行事をたて、この行事が各荷主の一人別送り状を取りまとめて一船の

酒荷物惣高送り状之事

摂州灘荷主 ○○人

江戸酒問屋 ○○人

一人別送り状 ○○通

右之通一船ニ積込差下申候間、別紙  
一人別送り状引合荷物御請取、夫々  
御振合可有之候、海上之儀者可為定  
之通候、以上

摂州灘酒之内魚崎村荷主惣代  
大行事 ○○○○

江戸下り酒問屋惣代  
大行司 ○○○○殿

図 30 一紙送り状書式

第五節 酒造業の発展

表 143 寛政4年(1792)下り酒11カ  
国の「御分量目当高」

津目	樽	樽	%	%
今灘	16,000	20,200	5.1	5.0
	123,000	156,000	39.2	39.1
西宮	28,000	35,900	8.9	9.0
伊丹	45,000	58,000	14.3	14.5
池田	8,000	10,000	2.5	2.5
大坂	17,000	21,700	5.4	5.4
法法	10,900	13,600	3.5	3.4
尼崎	3,200	4,100	1.0	1.0
堺	6,500	8,200	2.1	2.1
河内	600	800	0.2	
播磨	600	900	0.2	
山城	1,100	1,400	0.4	
尾張	22,200	28,000	7.0	
三河	21,000	27,000	6.7	
美濃	10,000	13,000	3.2	
伊勢	50	100	0.0	
紀伊	600	900	0.2	
丹波	200	300	0.1	
合計	313,950	400,100	100.0	

(注) 西宮のなかに北在、灘目のなかに兵庫を加算。  
資料:「四井家文書」

津を禁止する政策であった。その一カ国とは、山城・河内・和泉・摂津・伊勢・尾張・三河・美濃・紀伊・播磨・丹波の国々である。またこの下り酒の地域限定とともに、入津樽数についても通常時の三分の一に相当する年間三〇万〜四〇万樽に限定し、これを「御分量目当高」

一環として、江戸積酒造地を従来からの実績によって一一カ国に限定するもので、これ以外の地域からの入津を禁止する政策であった。さらにつづいて幕府は同年十月に、いわゆる「下り酒十一ヶ国制」を実施した。これは江戸入津樽統制の度、大坂三郷酒造大行司を入津樽統制組織の末端機構に組み入れたものといえる。

したがってこの一紙送り状は、浦賀番所で荷改めの際の事務簡素化に端を発しているとはいえず、幕府にとっては入津樽統制の徹底化を図る基になり、他面においてこれを積出地で統轄する摂泉十二郷酒造仲間大行司としての大坂三郷の地位が、十二郷仲間内部で強化されることにもなった。この意味で、一紙送り状の制度は、大坂三郷酒造大行司を入津樽統制組織の末端機構に組み入れたものといえる。

さらにつづいて幕府は同年十月に、いわゆる「下り酒十一ヶ国制」を実施した。これは江戸入津樽統制の一環として、江戸積酒造地を従来からの実績によって一一カ国に限定するもので、これ以外の地域からの入津を禁止する政策であった。さらにつづいて幕府は同年十月に、いわゆる「下り酒十一ヶ国制」を実施した。これは江戸入津樽統制の

積荷高を一紙に書きあげ、これをさらに十二郷触頭たる大坂三郷の酒造大行司が統轄する、という仕組みになっていた。

と称して、酒造統制実施以前の天明四〜六年にわたる三カ年の実績を基準にして割り当てたのである。この寛政四年の下り酒一カ国における御分量目当高を表示したのが、表143である。

こうして江戸積酒造業における生産と流通が、寛政改革の過程において、完全に幕府によって掌握され、江戸入津樽数の枠まで固定化されていたことは、新興江戸積酒造地として発展してきた灘三郷にとっては、むしろその発展に対して足かせをはめられるものであった。

**改革期における** こうした統制の経緯を江戸入津樽数でみてみよう(図31(付表26))。まず酒造統制以前の天

**江戸入津樽数**

明四年の江戸入津樽数では、総樽数は約六八万樽、その内訳は灘目二七万樽(約四〇%)、

今津三万六千樽で、この灘三郷が全体の四五%を占め、これに対し伊丹八万五千樽、西宮六万八千樽で合わせて二三%となり、そのほか大坂・池田・尼崎・伝法・堺の五郷から一七%、合計摂泉十二郷で八五%に達し、ほか九カ国からはわずか一三%にすぎなかったことがわかる(なお他に郷名不明分二%がある)。このことは、元禄十年の江戸積酒造体制のなかに含まれていなかった今津・灘目が、宝暦四年(一七五四)の勝手造り令を経過した天明期の段階で、有力な江戸積酒造地として登場してきた事実を如実に示しており、減醸令の出した天明六年まではなお増大し続けてきた。

その後天明八年は六〇万樽台まで減少したが、寛政二年には七二万樽にまで伸び、同元年の三分の一造り令以後も減少していないことが注目される。このことは三分の一造りという酒造統制令の効果があがっていないことを物語っており、そこに寛政三年以後の前述した浦賀荷改めや一紙送り状制などによる江戸入津統制策が必要であった背景を読み取ることができる。

第五節 酒造業の発展

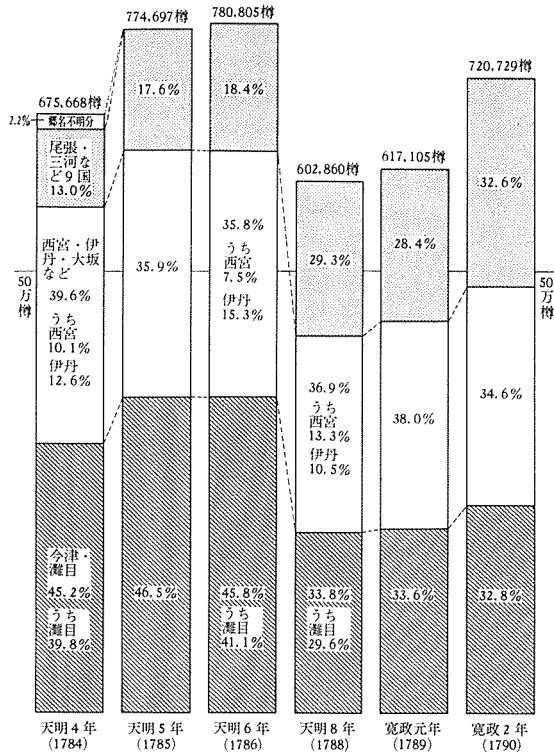


図 31 天明～寛政期における地域別江戸入津樽数の変遷

次に灘目・今津については、その入津樽数が、規制前の天明六年には全体の四五・八%を占めていたが、二年後の統制時である天明八年には三三・八%にまで減少しており、絶対数でも一五万樽減少していることである。

これに対して伊丹は灘三郷と同様に天明六年の一五・三%から天明八年には一〇・五%へ減少しているものの、西宮は七・五%から一三・三%へ、池田も二・七%から三・九%に上昇し、また下り酒一カ国のうち摂泉二国を除くほか九カ国も、一八・四%から二九・三%へと増加している。この事実が入津樽統制の当面の矛先が、明らかに新興の灘三郷に向けられており、それによって古規組の西宮・池田などの旧特権的酒造地域には一時的に有利に展開したことを示している。

このことは、江戸市場をめぐる古規組と旧特権酒造

仲間と新規組Ⅱ在方酒造仲間との競合関係が、天明六年までは新規組に有利に進行し、旧酒造仲間の特権が足元から崩れ去りつつあり、したがって旧酒造地の回復は、幕府権力の発動つまり統制に期待しなければならぬほどに、新旧酒造家の対立は深刻化していたともいえる。そして、これによって一時的にしろ灘酒造業の挫折がみられただけでなく、幕府の新興酒造地たる灘三郷への抑圧は、さらに追い打ちをかけるような形で、酒造株に対する新たな冥加金の課徴にまで進展していったのである。

#### 初買入株と

#### 酒造冥加金

寛政四年に下り酒十一ヶ国制のもとに入津樽統制を強化した幕府は、同じ年に、酒造冥加金の課徴に着目し、その徴収を意図した。酒造冥加金については、すでに田沼政権のもとでしばしば問題となり、宝暦十四年（一七六四）、明和九年（一七七二）、天明三年（一七八三）、同四年と再三にわたって、江戸積酒造仲間を対象とした酒造冥加金政策や酒会所設立案が立案された。しかしその都度酒造仲間では従来よりの「酒造無冥加」という特権を主張して、これに反対してきた。摂泉十二郷酒造仲間結成の一つの動機は、この幕府の冥加金強行策に対し、酒造家連合を組織して仲間私法を確立し、幕府の冥加金課徴に反対して、その実現を阻止することにもあった。

松平定信は、このような田沼意次の酒造冥加金政策の失敗という過去の苦い経験から、その課税対象地域を従来の摂泉十二郷全域とすることを改め、新興の在々酒造地域である灘目に集中していった。ここで同じ「在々」に属しながら今津を除外したのは、今津郷ではすでに一株につき銀三六匁の冥加金が一律に課税されていたためであった。また灘目のなかでも、一部すでに冥加株もあり、それについては除外している。したがって寛政四年新たに課税されたのは、当時の無冥加株を対象にして、一斉に株高千石につき銀三枚（一

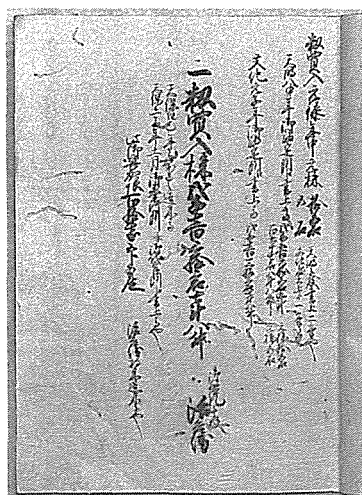


写真 134 株買入株  
 (「酒造米株高帳」部分)

二九匁が課税されたのである。これが糶買入株であり、この時すでに課税されていた酒造株の方を御免定株と称した。糶買入株という名称は、この冥加金で糶を買い入れ、代官所内に貯蔵して、備荒貯蓄に充用されたのに由来している。したがって灘目・今津については、寛政四年の段階で全部の酒造株に冥加金がかけられたことになる。

この株高千石につき銀一二九匁という額は、寛政六年まで続いた。翌寛政七年、それまでの酒造統制が緩和されるに及んで、酒造仲間からは、三分の一造り令の解除による冥加金の三分の一の減額すなわち高千石につき銀四三匁とする引下げが出願され、それが認められて、以後糶買入株冥加金は銀四三匁に固定されることになった。

いずれにせよ、この糶買入株・御免定株の二つは、灘目・今津という新興江戸積酒造地に対して、幕府が冥加金を目的に設定した株の名称であって、旧特権酒造仲間たる伊丹・池田・西宮・兵庫などの江戸積酒造地については、その株はすべて無冥加株であった。このように兵庫や西宮などを除いて、在方の灘目・今津にのみ限定して課税する方法をとったところに、田沼とは異なった松平定信の酒造政策に対する姿勢をうかがい知ることができる。またそこにこそ松平定信が、新たな酒造冥加金の課税に成功した秘訣があったとも



いえよう。

しかし松平定信が寛政改革において、このように江戸積酒造業に対して強硬な酒造統制策をもって臨み、なかでも新興の在方酒造業にその対象を向けていた政策意図について、定信自身が『宇下人言』のなかで、次のように述べている。

西国辺より江戸へ入り来る酒いかほどとも知れず、これが為金銀東より西へうつるもいかほどという事をしらず、これによりて或は浦賀中川にて酒樽を改めなんという御制度は出したり、これ又東西の勢を位よくせんの術にして、ただ米の潰れなんというのみにあらず侍べる也、関東にて酒をつくり出すべき旨仰せ出され候も、是また関西の酒を改めなば、酒価騰貴せんがためなりけり

事実関八州領内での地廻り酒の奨励に力を入れ、寛政二年「御免関東上酒試造」を立案し、武蔵国で六軒、上総国で五軒の酒屋を選び、一万四七〇〇石の貸米をして、上酒諸白三万樽余を醸造させ、江戸に「御免関東上酒販売所」を設けて直接売り出そうとしたのである。

しかしこの時点において、すでに上方の経済に依存しない江戸市場経済など存在しえないまでに、事態は深刻化していた。灘三郷の在方酒造業がこの危機の時期を乗り越えて、再度勝手造りの競争期を迎えて飛躍的に発展していくのが、次の文化・文政期であった。

## 2 化政期灘酒造業の飛躍的發展

第五節 酒造業の発展

表 144 寛政5年(1793)上灘3組酒造家数・造石高

村名	酒造家数	造石高	
		1軒当り 造石高	石
東組	青木 軒	6	5,363
	魚崎 石	15	19,147
	住吉	8	14,654
	小計	29	39,164
中組	御影	23	26,542
	石屋	13	16,192
	東明	10	11,080
	八幡	6	4,465
	小計	52	58,279
西組	新在家	20	22,239
	大石	16	31,065
	小計	36	53,304
合計	117	150,747	1,288

(注) 造石高は1石未満を切り捨て。

資料:「白嘉納家文書」

寛政末期の 寛政五年(一七九三)七月に松平定信が執政職を辞任すると、天明六年(一七八六)以来の酒造灘酒造業 制限令も逐次緩和されるようになり、江戸入津樽についても、一紙送り状の制度だけが以後も継続され、浦賀番所における改印制も引き継がれたが、その統制のための下り酒十一ヶ国制は撤廃されることになった。こうしてついに近世を通じて最高の江戸入津高を記録する飛躍期を迎えるのであるが、統制令の解除された寛政五年の上灘各村落(後の上灘東組・中組・西組の三組)の酒造家と酒造米高(造石高)の様子をみておこう(表144)。

上灘三組の酒造家数は一一七軒、造石高は約一五万一千石である。これに下灘三カ村(神戸・二ツ茶屋・脇浜)の造石高約四万三千石を合計して、上灘・下灘でおよそ約一九万四千石となる。これに今津郷二万五千石を合わせると、この時点での灘酒造業の造石高は約二二万九千石に達する。

上灘三組のなかでは、酒造家軒数では中組が多く、ついで西組・東組の順となっているが、造石高もほぼそれに比例している。しかし村別では大石村が酒造経営規模別(一軒当り造石高)では突出してい

て二千石に近く、平均の一二八石を大きく上回っている。ついで住吉村、魚崎村となっているが、いずれもこの時点で千石造りの経営規模に達していることが注目される。このときすでに東組の魚崎・住吉、中組の御影・石屋・東明、西組の大石・新在家が上灘各組での中心的な酒造地を形成していることが確認できる。

さらにこの寛政五年の上灘郷各村の個別的な酒造家とその造石高を一覧したのが、表14である。その後の灘酒造業の発展を考えあわせて、有力酒造家の顔ぶれがほぼ出揃っていると同時に、またその後後退していた酒造家もその名を見出すことができる。御影村の嘉納屋彦右衛門の五五〇一石をはじめ、魚崎村の米屋三良兵衛、住吉村の吉田屋喜五郎、同喜平次、新在家村の米屋庄兵衛を頂点として、以下二、三〇〇石の酒造家や一〇〇石未満の小規模酒造家も混在している。これはいわばその後の競争体制へ入ってゆくスタートラインにある酒造状況を伝えているといえることができる。

もっとも石屋村の木屋市左衛門は大石村からの出造りであり、現実には木屋市左衛門の造石高は六千石を超え、同じく住吉村の吉田喜平次も魚崎村への出造り分を加えると同様に六千石を超えて、さきの御影村の嘉納屋彦右衛門を凌駕することになる。そのほか石屋村へは周辺の酒造家の出造りが多くみられ、ついで魚崎村も出造り酒造家が多く、かつての土着有力酒造家山路十兵衛をはじめとする山路同族の後退が読み取れる反面、天明六年以来伝法村からの出造り酒造家であった赤穂屋三十郎は、この時すでに人別帳も移して、魚崎村に定着しており、その跡を継いだ赤穂屋市郎右衛門は、灘酒造家全体のなかでも数少ない株高一万石の酒造家に成長してゆくのである。

第五節 酒造業の発展

表 145 寛政5年(1793)上灘郷各村の酒造家名・造石高一覧 (単位:石)

酒造家名	造米米高	酒造家名	造米米高	酒造家名	造米米高
<b>青木村</b>					
1 鍵屋武平治	1,733	11 塩屋七兵衛	782	5 岩田屋角太夫	150
2 寺田屋市郎兵衛	1,077	⑩ 松屋甚左衛門	571	6 升屋市郎左衛門	75
3 山形屋忠左衛門	979	13 網屋十右衛門	527	(小計)	4,465
4 松田屋治左衛門	734	14 " 仁左衛門	456	<b>新在家村</b>	
5 益井屋利兵衛	504	⑩ 山田屋源四郎	456	1 米屋庄兵衛	4,454
6 " 善兵衛	336	16 嘉納屋長藏	422	2 花木屋長兵衛	2,054
(小計)	5,363	17 " 弥兵衛	400	3 花木屋新七	1,870
<b>魚崎村</b>					
1 米屋三郎兵衛	4,187	18 灘屋徳五郎	326	4 上坂屋五右衛門	1,825
② 松屋徳右衛門	1,881	19 " 徳右衛門	326	5 若林屋与左衛門	1,568
③ 吉田喜平次	1,823	20 升屋久右衛門	300	6 柴屋長右衛門	1,404
4 山路屋十兵衛	1,695	21 豊島屋順治郎	260	7 松井屋治郎兵衛	1,370
5 " 織三郎	1,522	22 佐野屋長七郎	229	8 嶋屋与平治	1,358
6 " 久左衛門	1,261	23 塩屋茂十郎	180	9 柴屋善右衛門	1,306
⑦ 嘉納屋治作	980	(小計)	26,542	10 " 善左衛門	1,090
8 山路屋久兵衛	950	<b>石屋村</b>		11 花木屋久兵衛	731
9 佐松屋平左衛門	926	① 木屋市左衛門	2,394	12 都賀屋治兵衛	583
10 山本屋六兵衛	925	② 升屋庄三郎	2,199	13 吉文字屋吾平次	573
11 網屋甚太郎	909	③ 木屋喜兵衛	2,082	14 石本屋利左衛門	533
12 山路屋兵藏	786	4 小池屋勘四郎	1,728	15 山田屋好兵衛	421
13 佐松屋嘉右衛門	774	⑤ 塚本屋八左衛門	1,200	16 嶋屋重左衛門	403
14 赤穂屋三十郎	360	6 若林屋茂左衛門	1,172	17 国性屋利右衛門	250
⑩ 永田屋平次郎	168	⑦ 嘉納屋治郎右衛門	1,072	18 松屋重助	180
(小計)	19,147	8 若林屋吉左衛門	1,002	19 柴屋清右衛門	141
<b>住吉村</b>					
1 吉田屋喜五郎	4,241	⑨ 升屋久右衛門	923	20 樽屋仁兵衛	125
2 吉田喜平次	4,237	⑩ 伊勢屋七右衛門	851	(小計)	22,239
③ 米屋喜兵衛	2,105	⑪ 花木屋新七	774	<b>大石村</b>	
4 油屋安右衛門	1,658	⑫ 川崎屋吉三郎	495	1 木屋市左衛門	3,813
5 万屋久兵衛	1,533	⑬ 大石村与左衛門	300	2 " 長松	3,625
6 井上屋勝右衛門	450	(小計)	16,192	3 松屋徳右衛門	3,348
7 吉岡屋正之助	400	<b>東明村</b>		4 吉坂屋又右衛門	2,395
8 播磨屋平六	30	1 塚本屋八左衛門	2,520	5 松浦屋庄兵衛	2,166
(小計)	14,654	2 柴屋又左衛門	2,510	6 丸屋新兵衛	1,963
<b>御影村</b>					
1 嘉納屋彦右衛門	5,501	④ 上坂屋五右衛門	1,330	7 魚屋善兵衛	1,608
2 同 治兵衛	3,915	4 塚本屋孫左衛門	1,130	8 松浦屋太兵衛	1,605
③ 吉田屋喜五郎	2,580	5 柴屋仁右衛門	1,100	9 小池屋儀兵衛	1,550
4 雑古屋伝六郎	1,623	6 柴屋藤左衛門	720	10 松屋甚左衛門	1,471
5 伊勢屋七右衛門	1,673	7 呉田屋彦六	679	11 小池屋善右衛門	1,465
6 嘉納屋治郎右衛門	1,623	8 雑古屋伊三郎	560	12 松屋又左衛門	1,327
7 雑古屋六三郎	1,287	9 柳屋いそ	456	13 松浦屋庄七	1,203
8 " 伝三郎	1,287	10 麴屋市郎兵衛	75	14 "	権九郎
9 塩屋清五郎	912	(小計)	11,080	15 魚屋九兵衛	1,185
10 且屋源兵衛	906	<b>八幡村</b>		16 松屋甚右衛門	1,138
		1 林屋直治郎	2,700	(小計)	31,065
		2 田中屋しも	1,020	<b>合 計</b>	
		3 若林屋とく	320		150,747
		4 清水屋卯兵衛	200		

(注) 造石高は1石未満を切捨て。番号の○印は出造り酒造家を示す。

資料:「白嘉納家文書」

自由競争期の

文化期に入って諸国に豊作が続き、ふたたびかつての享保末期以降と同じような米価下落

江戸入津樽数

の状態におちいった。大坂の町人学者草間伊助は『三貨図彙』のなかで、「米価下落につ

き諸侯方金融の取入れ数なく、これによって借財融通算用など皆不勝手になり、よんてい抛なく国内底を払って米穀を売出す」と記している。

そこで幕府は直ちに米価引上げ策として、文化元年（一八〇四）には買上米、糶閒い、廻米制限などを実施し、さらに同三年には大坂で買米令を布達して、積極的に商人の買米を奨励するとともに、酒造勝手造りを発令し、酒造株高に關係なく自由に造石高を増加させ、無株の者、休株の者はもちろん新規酒造業者にまで自由に営業することを許可したのである。

ここにおいて先の天明八年に株改めされた酒造株体制は動揺し、ふたたび自由営業期を迎えて競争が激化した。これは、摂泉十二郷酒造仲間において、以後文化・文政期にかけて灘酒造業が飛躍的に発展してゆく契機となったのである。灘酒造仲間、この時期の状況を

私ども村々酒造の義は、酒造専らの場所に御座候て、前々より大造りの酒造を致し来り候ところ、文化年間には酒造の義無株たりとも勝手造り仰せ出され候て以来、特別に新蔵を建て増し、その上無株の者にいたるまで追い追ひ酒造致し候故、近年造り方相増し申し候、（新規株願一件）

と述べている。こうして江戸積酒造業に再度競争契機が導入されて、酒造蔵が拡張され、酒造高が増大し、江戸入津樽数は記録的な上昇を続けた。いまこの灘酒造業発展の過程を、摂泉十二郷および一カ国の江戸入津樽数の変遷からみたのが図32（付表27）である。

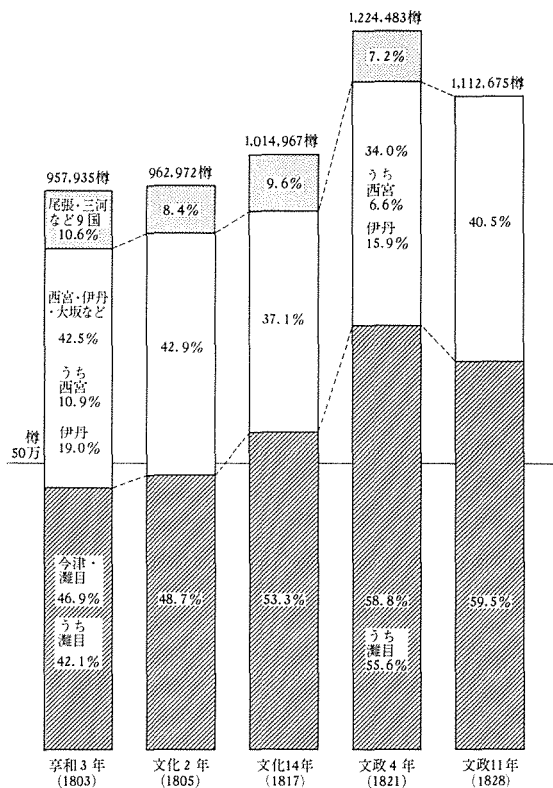


図 32 享和～文政期における地域別江戸入津樽数の変遷

まず天明五年の江戸入津樽総数七万余樽からみると、享和三年（一八〇三）は九万余樽で二三・七%の伸び率になっている。そのなかで今津は四万一六三四樽から四万五七三四樽へ九・八%の伸び率であるのに対し、灘目は三一万八九〇三樽から四〇万三二八七樽へ二六・五%の伸び率となって、平均をやや上回っている。一方西宮は七万四一五四樽から一〇万四三七一樽へ四〇・七%、伊丹も一萬二六六〇樽から一八万二一四八樽へと六一・七%というなおかなり高い伸び率を示している。

ついで、文化三年の勝手造り令のあとの入津総樽数をみると、文化末年にはすでに一〇〇万樽を超過し、文政四年（一八二二）には一二二万四千樽に達し、近世を通じての最高の入津樽数となった。しかしこの時西宮の入津樽数はかえって低下し、伊丹・今津でも文化初年までは増加傾向にあ

りながら、以後は文政期にかけて低下ないし現状維持の傾向を示している。従ってこの期の増大を担ったのは、まさに灘目であったといえる。

灘目の場合は、文化十四年にはすでに入津樽総数の五〇%以上を占め、天明五年の三一万九千樽より文政四年（一八二二）の六八万一千樽へ、わずか四〇年たらずの間に二・一倍という発展ぶりを示しているのである。その中心をなしたのが実に上灘郷で、なかでもその中組に属する御影村であり、東組の魚崎村であった。

#### 入津樽の増大

しかし下り酒の江戸入津量が、連年一〇〇万樽をこえるようになって、さしもの江戸酒市とその対応 場も飽和状態となり、さらに供給過剰となって、結果的には酒価の暴落をもたらすことになつた。

そのため酒価をめぐって、生産者であり荷主でもある酒造仲間と、江戸下り酒問屋との対立が深まるとともに、この酒価の下落を、荷主側で受けとめてゆこうとする酒造仲間内部での対立も、先鋭化してゆくことになつた。

寛政改革において入津樽統制が強化された段階では、入津樽数が減少し、それを受荷する酒問屋にとって致命的となり、問屋間での受荷競争が激しくなつた。そのときとられた酒問屋仲間の対応が、調売附仕法しほべりつけとよばれる方法であつた。それは従来の荷主と問屋との個別家別売附仕法を改めて、酒問屋が申し合わせて調売附値段と称する協定価格を決め、問屋どうしの無益な競争を避けて、入津樽数の減少に対処しようとするものであつた。この仕法は酒問屋が主体となって実行していった。

しかし化政期の事態は、入津樽の増大による江戸市場での酒荷充溢、酒価の下落という事態であり、この場合は荷主と酒造家側が自らこの共倒れの危機を克服してゆかなければならず、そのため改めて酒造仲間の

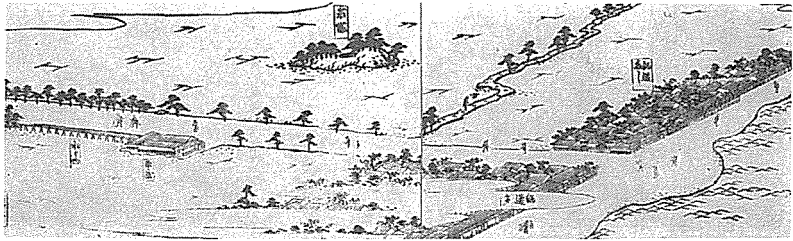


写真 135 住吉付近の酒蔵と水車（『撰津名所図会』）

結束を固め、自主的に規制しようという申合せが行われた。この荷主<sup>II</sup>酒造仲間  
の申合せは、各郷酒造仲間ごとに、またはいくつかの郷をまとめる形でなされた。  
とくにこの時期は外部（幕府）からの統制も期待できない酒造勝手造り令のもとに  
あり、酒造仲間内部での競争が激しくなればなるほど、仲間の自主的規制が必要  
であったといえる。この自主規制が、積留・積控<sup>つみどめ つみひかえ</sup>・減造と呼ばれるものであった。  
積留・積控・まず勝手造りの発令に先立つ文化元年九月に、西宮・今津・上  
減造の申合せ 灘・下灘の四郷酒造仲間では、次のような申合せを行っている。  
(1)酒造不景気のため、造石高は酒造株高の六〇%とし、江戸送り状を造石高一〇  
石につき一三駄（二六樽）の割合で交付する、(2)無株の者を取り締め、江戸積を  
望んでも仲間規制によってこれを積合仲間から排除する、の二点である。  
この申合せは、勝手造り令を前にして、江戸積酒造家仲間の営業特権を確認し  
ようとしたもので、特に酒造株に江戸積株という限定を付記して、地売株と区別  
している点が注目される。  
さらに文化七年には、前記四郷に池田・兵庫の両郷を加えた六郷酒造仲間が、  
自主的に積留・減造を申し合わせた。その申合せは、各郷の酒造行司が立会いの  
うえ、一紙送り状に六角形の裏判を押すことにし、この裏判のない酒荷は積留屋  
（樽廻船問屋）で引き受けてはならないと取り決め、このことを大坂・西宮両樽廻



船問屋へも通告した。裏判とは単に六郷の郷名を書いた六角形の印のことで、一紙送り状にこの裏判を押すことで自主的に送り荷を調整し、積留の効果をあげようとするものであった。

この六郷酒造仲間の積留申合せに活躍したのが、西宮酒造仲間の酒造行司である四井久兵衛であった。久兵衛は「覚之事」という表題のついた日記のなかで、西宮・灘目の酒は普通なら一〇駄につき一五両から二〇両ぐらいの相場であるが、この時期（文化七年）には六、七両から四両にまで暴落し、前代未聞の安値で酒造業も成り立たない状態であり、そのため六郷仲間が嚴重に申合せをしたことを述べ、その内容については当年仕込日数を三〇日に限定し、それ以上に過造してはならないこと、この取決めを厳守するために、各郷は取り交わし証文に連印し、なお配人・甑仕舞はもちろんのこと、添（とぎ）仕込日数についても最初から約束しておき、違反した者は「積合中」から除くだけでなく、永久に仲間から除名する、と記している。

ところが上灘郷御影村の嘉納家同族六軒をはじめとする灘目一三軒の酒造家が、前述の六郷仲間申合せに反して、裏判のない一紙送り状で江戸積みしようとして発覚する事件が起こった。六郷仲間では規約にしたがってこの一三軒を除名するとともに、積問屋にも働きかけてその酒荷を積み入れないように要請した。この要請によって積問屋がこれら一三軒の酒荷積入れを拒否したところ、逆に一三軒の酒造家が積問屋を相手どって提訴におよんだため、この事件は、仲間規制をめぐる裁判事件にまで発展することになった。

この一三軒の酒造家の中心をなしたのが嘉納一族で、すでに嘉納治兵衛は文化十年代に一〇蔵を稼働して一万駄以上を江戸積しており、同じく嘉納治郎右衛門は文政末期（一八二五～三〇）には八蔵を稼働して造石高一万石を超える灘三郷きっての有力な酒造家であった。この提訴の結末は、幕府が勝手造りを発令している

ときに、その政策意図に相反して、酒造仲間が勝手に私法の積留・積控・減造を申し合わせることは許されないとして、六郷酒造仲間行司側の主張が却下されて終わっている。

勝手造り令のもとで競争契機が導入され、それを機に飛躍的發展を図ろうとする一三軒の酒造家と、市場条件の制約下では量的増大よりも現時点での妥協を図ろうとする六郷酒造仲間との分裂対立が、こうして表面化してくるまでに問題は深刻化していた。それはこの期に一層的發展を志向していく灘目の有力な酒造家たる嘉納家同族と、江戸入津樽数のうえでも請株のうえでもすでに下降傾向にあった西宮郷（その酒造行司たる四井久兵衛）との経営方針の差として、はっきり現れたといえる。この対立矛盾は、やがて吹田屋一件において噴出していったといえよう。

文政九年の 酒造仲間による自主規制をめぐる対立矛盾はついに文政九年（一八二六）にいたって頂点に達した。吹田屋事件 し、いわゆる吹田屋一件とよばれる未曾有の大事件が起こった。事件の発端はその二年前の文政七年に、大坂三郷酒造大行司の吹田屋与三兵衛が、摂泉十二郷の触頭としての地位を利用して、各郷酒造家の連合組織を動員し、積控と減造を申し合わせたことにあった。

吹田屋は酒価下落の原因を、販路が江戸に限定されていること、荷主⇨酒造家が小利に迷い酒問屋に対する大局的な見地からの団結力に欠けていることの二点にあると考え、問屋に対する荷主側の結束を呼びかけたのである。そこで文政七年七月の十二郷参会において、次のような減造の申合せを行った。

- (1) 文政四年の江戸入津樽数を各郷送り荷駄数割賦の基準とし、送り総駄数を文政四年の七五％とすること、
- (2) これに応じて仕込期間を短縮し、一紙送り状に「十二郷積合」という極印と各郷酒造行司の証印を押すこ

と、(3)紀伊・播磨・丹波・河内などへの出造り酒造家の分および国違い送り状による分、この両者は江戸積を禁止すること、(4)この仲間申合せの送り状以外の荷物を引き受けた江戸酒問屋には、今後送り荷を禁止すること、以上の四点である。

この盟約は、全十二郷申合せとして地域的な広がりをもっていた点と、減造高を株高によらず現実の江戸入津樽数の実績によって規制することを申し合わせている点で、さきの文化七年西宮郷酒造行司四井久兵衛らの主導による六郷仲間申合せとは根本的に相違していた。それは、積荷規制と減造申合せが、酒造株すなわち過去の営業特権に依拠するのではなく、現実に則した江戸送り樽数を基準にしたことによって、発展し続けてゆく灘三郷と他郷との協調が図られていたことである。事実このような申合せの効果はてきめんで、米価がたいして騰貴していかないにもかかわらず、酒は一五、六兩より二二、三兩にまで騰貴したのである。

この時期幕府自身も、膨張した江戸積酒造業については、勝手造り令を見直し、文政八年にまず無株の酒造を禁止して、直接その掌握に乗り出そうとしていたときである。この酒価の騰貴を、いわば私法による不当な価格のつり上げとみた幕府は、文政九年七月調査に乗り出し、西宮・兵庫・下灘・上灘・今津・池田・伊丹の七郷酒造行司と、大坂三郷酒造大行司の吹田屋とを逮捕した。結局、幕府は、勝手造りの政策基調と真向から対立した締め売り類似の仕法であるという理由で、断固とした処置に出て、前記七郷酒造行司に対しては、酒造行司役の差止めと過料一〇貫文を課し、またその発頭人であるということで、吹田屋与三兵衛には死罪という嚴罰を申し渡した。その後吹田屋が牢死してこの事件も落着いている。

文政十一年の  
上灘郷の分裂  
一方酒造仲間の内部においても、灘目が独走体制を続けてゆくなかで、競争と分裂もまた進行しつつあった。吹田屋一件から二年後の文政十一年、当年の酒造について、上灘・下

灘・西宮・今津の四郷酒造仲間の間では、種々協議を重ね、既始めを十一月一日とし、掛始め（醗仕込）は十二月一日にするという酒造仕込開始日の申合せを行った。ところが、上灘郷の御影・東明両村の酒造家がいかに反対したため、ここに「甑日限」という酒造仕込日数の取決めをめぐる対立が激化していった。

こうした上灘郷酒造家内部の利害対立のなかで、同年上灘郷は、青木・魚崎・呉田（住吉）の三カ村を東組、御影・石屋・東明・八幡の四カ村を中組、新在家・大石の二カ村を西組とする三組に分裂していった。その理由とするところは、上灘郷は大郷ゆえ取締りし難いということであったが、なかでも御影村の嘉納家一族の酒造業拡大への志向は、仲間規制を無視して独走をつづけ、それは十二郷の枠外での目覚ましい躍進を期待させるものではあった。こうして十二郷江戸積仲間としては、このように不均衡に発展してきた各郷を、その体制のなかへ包摂し再編成してゆかねばならない課題を内包しながら、やがて次の天保期を迎えるにいたるのである。

### 3 天保三年の新規株交付と天保改革

辰年御免株の  
新規株交付

化政期の江戸入津樽数一〇〇万樽を頂点に、摂泉十二郷の内部の矛盾対立が激化し、新旧株仲間の対立や灘三郷とほか九郷との利害の激突、加えるに荷主Ⅱ酒造仲間と江戸下り酒

問屋との抗争などが広がっていった。そして江戸積酒造業が再び体制的な建直しをしなければならないほど、事態が深刻化したとき、その建直し策として実施されたのが天保三年（一八三二）の新規株の交付であり、それは幕府の上からの政策として進められていった。

天保三年の新規株は、その年が辰年にあたるところより、辰年御免株とよばれる。すなわち文政八年（一八二五）以降に幕府の酒造統制が発令されたころ、灘目・今津では株高と現実の造石高との間には再び約一五万石の懸隔を生じていたため、幕府は文政十一年の造石高を調査し、その株高を超過した分に対して新規株を交付することにしたのである。しかもこの時は特に灘目・今津の灘三郷を直接対象としたところに、その新規株の特異性があつた。

その際、免許料として株高一〇〇石につき一三兩二歩の運上金と、また冥加金として年一〇〇石につき銀六〇匁の上納が強要された。当時の靱買入株が株高一〇〇石につき銀四匁三分、御免定株が株高に關係なく一律一株につき平均銀三六匁であつたのと比較して、この新規株は税額の高かつたことが注目される。

しかし摂泉十二郷のうち西宮郷をはじめとするほか九郷の酒造家は、この新規株の交付によって勝手造りの増大分が公認されることに対し、(1)灘目・今津が自発的に願ひ出たものである、(2)灘目ではもともと余分の酒造株を所持し、酒造蔵を建て増して「大造りの酒造」を行っている、(3)江戸積分については、株高一〇石につき六駄の割合を基準に言っているが、江戸積以外の分に規制はなく、地売・他国売に進出してくるようになる、(4)江戸積以外の酒造はしないとすれば、新規株は年々不要になってゆく、という四点をあげて強く反対した。

これに対して灘三郷側は、(1)新規株は江戸表からの命令で代官所より許可されたものであり、(2)先年勝手造りのときには酒造蔵の建増しをしたが、酒造統制発令(文政八年)以後は規定通りの造石高を守っている、(3)江戸積み分は「株高十石に付六駄」に固定したわけではなく、酒造は年々の豊凶や江戸の市況に応じて行っており、地売・他国売分はわずかなので九郷の妨げにはならない、(4)新規株は勝手造りのとき以来造り続けてきた分で不要になるということはなく、また予め酒造制限令のときの用意に交付を受けたものでもない、と応答している。

この対立には、十二郷の規制を維持させようとする幕府側の意向もあって、天保三年六月灘三郷は、西宮郷をはじめとするほか九郷に対し、(1)今後は決して皆造(株高満杯に造る)はしない、(2)大坂三郷を触頭とする十二郷の申合せは遵守する、(3)株高一〇石につき六駄という各郷平等の積高原則を守る、という三点を誓約したのである。

新規株をめぐる灘 天保三年の新規株増加による十二郷仲間内部の酒造株高の変遷をみようとしたのが表146  
 三郷とほか九郷 である。まず新規株交付の年である天保三年では、上灘・下灘の古株高は、文化・文政期の競争激動期を反映して、享和三年(一八〇三)の株高に比べて五万七千石余、二五・五%の増加となつているのに対し、今津は一五〇〇石、西宮は一萬石もの減少を示している。また灘三郷のみに認められた新規株は一萬四千石余で、古株高と新規株高を合計すると、実に四六万二千石余となり、十二郷全体の古株高増加率がわずか一〇%にも満たないなかで、灘三郷は実に八三%の増加率を示しているのである。

この新規株の最も多かったのは、上灘郷のうち御影をふくむ中組であり、ついで東組である。また今津は

表 146 摂泉十二郷酒造株高の変遷

郷名	享和3年(1803)		天保3年(1832)			
	株高A	軒数	古株高B	軒数	新規株高	株高合計C
上	石	軒	石	軒	石	石
東組	42,427	31	56,781	57	36,321	93,102
中組	63,563	62	102,088	58	58,037	160,125
灘西組	77,571	62	83,343	70	22,200	105,543
下灘	42,726	33	41,687	44	15,880	57,567
(上灘・下灘)	226,287	188	283,901	229	132,438	416,339
今津	25,327	27	B/A125.5% 23,875	28	21,910	45,785
小計	251,614	215	307,776	257	154,348	462,124 C/A183.7%
西宮	63,900	43	54,200	43		
伊丹	68,906	68	106,758	85		
池田	23,201	22	28,305	25		
北在	19,961	32	20,362	30		
兵庫	19,375	32	19,375	27		
尼崎	12,468	16	4,767	9		
伝法	8,496	6	12,904	12		
大坂三郷	172,795	不詳	142,948	不詳		
堺	35,228	68	41,992	79		
小計	424,330	(287)	431,614	(310)		
合計	675,944		739,391 B/A109.4%		154,348	893,739

(注) 株高は石単位まで表記、合計は積算後石未満を省略。

資料:「四井家文書」但し大坂・堺は他の史料により補足。

古株高では若干の減少を示すが、新規株では古株高とほぼ等しい株高を有していることが注目される。この動きから化政期に目覚ましい発展を遂げたのは、上灘郷の中組・東組、それに今津郷であり、他方上灘郷の西組と下灘郷はこの発展期に若干の遅れをとっていることがわかる。

一方灘三郷を除くほか九郷では、伊丹と伝法の増加が、灘三郷には及ばないにしても注目されると同時に、尼崎は完全に江戸積から脱落していることが認められ

る。また西宮もこの文化・文政期には、一時的に隣接の灘三郷発展のために敗退を余儀なくされており、前述の新規株交付をめぐって執拗に反対した西宮の立場が理解される。以後幕末にかけて、西宮の起死回生を期した灘酒造仲間との激しい競争が続けられてゆくのである。

このようにして、十二郷のうち灘三郷とほか九郷の株高は、享和三年には二五万石対四二万石余であったのに対し、天保三年には新規株を含めると実に四六万石対四三万石と地位は逆転している。このことは文化・文政期の灘酒造業の飛躍的な発展を物語るものであると同時に、それに応じて十二郷内部の株高を調整しようとしたのが、この天保三年の改正仕法実施の趣旨であった。

しかし天保三年の株改めの意義は、単なる株高と造石高との調整というだけではなく、株高による灘三郷とほか九郷との調整でもあり、さらに入津樽数を規制するための株改めでもあったといえる。

ここで前述の株高一〇石につき六駄の各郷平等の江戸積高という新規株交付に際しての十二郷申合せの意義について考えてみよう。

**株割による十** 表14は株高一〇石に対する江戸積高(樽数)の割合を表示したもので、この割合のことを株

**二郷の調整** 割といった。これによると、享和三年における株割は、伊丹が一三・二一駄、池田が九・

三〇駄であり、今津の九・〇二駄、灘目の八・八九駄を上回っている。

ところが文政十年より天保元年までの四カ年平均株割では、逆に今津(二一・二〇駄)・灘目(二〇・〇三駄)が伊丹(八・九六駄)・池田(六・五五駄)を凌駕している。この灘三郷とほか九郷との不均衡を是正して、天保三年には灘三郷五・〇四駄、ほか九郷は四・二四駄、平均して四・六五駄となって、「各郷平等の積高」が



表 147 摂泉十二郷酒造株高と江戸積高の割合

郷名	享和3年(1803)			文政10年より天保1年まで4カ年平均高			天保3年(1832)		
	酒造株高	江戸積高	株割 (株10石につき)	酒造株高	江戸積高	株割 (株10石につき)	酒造株高	江戸積高	株割 (株10石につき)
今津	25,327	22,867	9.02	23,875	26,759	11.20	45,785	20,684	4.51
灘目	226,288	201,243	8.89	273,943	274,775	10.03	405,759	206,916	5.09
小計	251,615	224,110	8.90	297,818	301,534	10.12	451,544	227,600	5.04
西宮	63,900	52,185	8.16	54,200	42,142	7.77	54,200	32,562	6.00
伊丹	68,906	91,074	13.21	105,258	94,406	8.96	105,258	72,975	6.93
池田	23,201	21,591	9.30	28,305	18,542	6.55	28,305	14,333	5.06
北在	19,961	12,511	6.26	20,362	10,881	5.34	20,362	8,411	4.13
兵庫	19,375	11,737	6.05	19,375	5,099	2.63	19,375	3,942	2.03
伝法	8,496	3,048	3.58	12,904	26,549	20.57	12,904	20,522	15.90
尼崎	12,468	6,200	4.97	4,767	1,578	3.31	4,767	1,210	2.53
大坂	172,795	12,645	0.73	129,805	28,955	2.23	129,805	22,381	1.72
堺	35,228	4,776	1.35	41,992	811	0.19	41,992	688	0.16
小計	424,330	215,767	5.08	416,968	228,963	5.49	416,968	177,024	4.24
合計	675,945	439,877	6.50	714,786	530,497	7.42	868,512	404,624	4.65

資料: 「四井家文書」, 「白嘉納家文書」, 「御影酒造組合文書」

一応達成されている。つまり天保三年の「各郷平等」の積方仕法にのっとって、株高と江戸積高との調整をはかったのが、天保三年辰年御免株交付の事情であった。

この時の各郷平等の積方仕法というのは、株高(造石高)に対する現実の販売数量である江戸積高の割合を平等にするということ、まず文政十年より四カ年平均入津樽数(八〇万樽)を基準にして各郷江戸積高を決め、そこから株高に対する江戸積高数すなわち株割を定めるという方式によっており、この株割が造石高の目安にされたから、現実の造石高決定には株高ではなく、江戸積高が問題になっている点に注目しよう。

表 148 文政期兵庫ほか江戸積・地売両株高の割合

郷名	酒造株高A	江戸積株高B	地売株高	B/A × 100
兵庫	19,375 <sup>石</sup>	6,109 <sup>石</sup>	13,266 <sup>石</sup>	31.5%
尼崎	4,767	1,891	2,876	39.7
堺	41,992	971	41,021	2.3
大坂	129,805	34,722	95,083	26.7
合計	195,939	43,693	152,246	22.3

(注) 文政10～13年の4カ年平均石高  
資料: 「御影酒造組合文書」

しかもこの時の株割算定では、他九郷の平均は四・二四駄となるが、伊丹は六・九三駄、西宮は六・〇〇駄となつて逆に灘三郷の五・〇四駄をはるかに上回り、伊丹・西宮にとっては有利になっている。いづれにしても、十二郷酒造仲間の申合せによる株割によつて入津高が規制され、そこから造石高が決定されていくという事情は、酒造株のもつ營業特権としての株高そのものが、実効性を失いつつあることを示していよう。

ところで、この時の四カ年酒造株高のうち、江戸積株高と地売株高とを分けて考えてみると、表148に示したように、兵庫・尼崎・大坂・堺の四郷は特に地売株高の比率の高い地域となっている。兵庫は株高約一万九〇〇〇石であるが、うち江戸積株高は約六〇〇〇〇石、地売株高が約一万三〇〇〇石で、江戸積株高は全体の約三三％強を占めるにすぎず、圧倒的に地売株高の比率が高く、それだけ兵庫郷中の需要を対象にした地売酒造業に傾

斜していたことがわかる。そのことは、宝暦十四年(一七六四)の兵庫津酒造仲間の「酒株御願御届之日記」のなかで、「兵庫津酒屋共義は、江戸表下筋へ積下し候酒と申すは只今にては纒<sup>ゆ</sup>かの義にて、主に地売酒にて御座候」と述べていることから明らかである。

灘目四組の 天保三年の前掲表146(581頁)では摂泉十二郷における新規株交付の状況を、その古株高との対比でみたが、さらにそのうち上灘・下灘の灘目四組について、その所属村ごとに表示したの

表 149 天保3年(1832)灘目4組の新規株・古株請高状況

地名		軒数	古株 A		新規株 B		合計		$\frac{B}{A} \times 100$		
			株高	株数	株高	株数	株高	株数			
上	東組	東青木 青木 西青木	17	6,815 <sup>石</sup>		2,371 <sup>石</sup>		9,186 <sup>石</sup>		35%	
				1,582		1,600		3,182		101	
				622		150		772		24	
		深江	28	2,217		2,550		4,767		115	
		魚崎	28	26,694	34	22,150	16	48,844	50	83	
		横屋	2	2,000	1	2,000	2	4,000	3	100	
		住吉	11	16,848	13	5,500	7	22,348	20	33	
	小計		56,781		36,321		93,102		64		
	灘	中組	御影 石屋	50	91,360	84	58,037	97	149,397	181	64
					8	10,728	13		10,728	13	
小計			58	102,088	97	58,037	97	160,125	194	57	
西組		大石 新在家	46	57,412	51	13,700	24	71,112	75	24	
	24		25,931	34	8,500	18	34,431	52	33		
	小計	70	83,343	85	22,200	42	105,543	127	27		
計①		242,213		116,558		358,772		48			
下	灘	脇浜 神戸	16	18,521	13	2,400		20,921		13	
			14	10,822	16	6,280	13	17,102	29	58	
		二ツ茶屋 走水	14	12,344	11	7,200	12	19,544	23	58	
				計②	44	41,687	40	15,880		57,567	
①+② 合計		283,901		132,438		416,339		47			

(注) 株高は石単位まで表記、合計は積算後石未満を省略。

資料:「四井家文書」

が表14である。新規株の交付高では、灘目四組のうちでも特に御影東組・同西組・石屋・東明の合計株高五万八〇〇〇石、魚崎村の二万二一五〇石、大石村の一万三七〇〇石が多くて注目される。また古株高に対する新規株高比率をみると、平均四六%の増加となっており、この平均値を上回っているのが上灘三組で、下灘はそれをはるかに下回っている。さらに上灘三組だけでみればその平均値の四八%を上回っているのが東組、中組であり、東組の魚崎村が八三%と高く、中組の御影・石屋・東明が六四%とそれなりの比率となっているが、西組は二七%と低い。

ちなみに今津郷は九二%となり(84頁表14参照)、灘目を大きく上回っているが、これは古株の御免定株と買入株のうち、後者が灘目に限って寛政四年(一七九二)に交付され、今津郷が除外されていたためであるが、それにしても今津郷は上灘のうち魚崎村と同じテンポで、文化・文政期に拡張していったと理解される。

この状況をさらに享和三年の株高と比較して、各組所属村々の動向をみようとしたりするのが表15である。この時期は、わずか三〇年ほどではあるが、米価政策上からは勝手造り令の発令された時期に当たり、かつ文化・文政期の商品生産拡大期に向かっていただけに、灘酒造業が飛躍的に発展し、上方からの江戸入津樽数も一〇〇万樽を突破する勢いがあったから、それを反映して、株高においても全体で二二万六〇〇〇石余から四一万六〇〇〇石へとほぼ二倍近い増加率となっている。その全体の増加率を上回っているのが中組の二・五二倍、東組の二・一九倍で、ここでは西組・下灘ははるかにそれを下回り、顕著な発展の格差を示している。なかでも魚崎村と御影村・石屋村・東明村および大石村が飛躍的に増大し、上灘郷の異常なまでの成長ぶりがうかがえる。さればこそ文政十一年に上灘郷が東・中・西の三組に分裂してゆかざるをえなかった事

表 150 享和～天保期の灘目 4 組村別酒造株高比較

郷名	村名	享和 3 年 (1803)			天保 3 年 (1832)			享和 3 年からの増加率	
		株高	軒数	株数	株高	軒数	株数		
上	東組	打出	471	1					
		深江	2,463	2		4,767			1.94
		青木	1,822	2		9,186	17		5.04
		青木	3,447	3		3,954			1.15
		魚崎	19,130	16		48,844	28	50	2.55
		横屋	2,000	1		4,000	2	3	2.00
		住吉	13,092	6		22,348	11	20	1.71
	小計	42,427	31		93,102			2.19	
	中組	御影東組	10,434	14		149,397	50	181	2.62
		〃西組	18,879	14					
		石屋	15,891	14					
		東明幡	11,769	12		10,728	8	13	1.63
	小計	63,562	62		160,125	58	194	2.52	
	灘	西組	新在家	26,568	24		34,431	24	52
大石			37,023	25		71,112	46	75	1.92
岩屋			11,418	9					
稗田			528	1					
五毛			480	1					
河原		1,553	2						
小計	77,571	62		105,543	70	127	1.36		
下灘	戸茶屋	神二	10,952	12	15	17,102	14	29	1.56
		走水	13,098	9	13	19,544	14	23	1.46
		脇水	300	1	1				
		熊内	17,470	8	13	20,921	16		1.20
		平尾	784	1	1				
		120	1	1					
小計	42,726	32	44	57,567	44		1.35		
合計	226,287	187		416,339			1.84		

(注) 株高は石単位まで表記、合計は積算後石未調を省略。  
資料: 「四井家文書」

第五節 酒造業の発展

表 151 文政末期の灘目各村別江戸  
入津駄数

地 域		駄 数	比 率
今 津		26,759 <sup>駄</sup>	8.9 <sup>%</sup>
上 灘	東 組	青 魚 住	12,676
		木 崎 吉	30,129
		小 計	14,271
	中 組	御影 東組	9,325
		〃 西組	41,372
		石 屋	21,150
		東 明	12,941
		八 幡	7,484
	小 計	92,272	30.6
	西 組	新 在 家	20,101
大 石		51,673	
小 計	71,774	23.8	
下 灘	脇 浜	15,219	
	神 戸	10,805	
	二ツ茶屋	10,065	
	小 計	36,089	12.0
(入 株)	伝法分株	14,272	
	池田分株	3,292	
	小 計	17,564	5.8
合 計		301,534	100.0

(注) 文政10年より天保元年までの4カ年平均駄数。1駄=2樽。

資料:「御影酒造組合文書」

情が存していたのである。

こうした背景のもとで、発展期の文政十年より天保元年までの摂泉十二郷における四カ年平均江戸入津樽数五万四九七駄(56頁表10参照)のうち、今津郷も含めた灘三郷分三〇万一五三四駄の入津樽数を、各村別に表示したのが表151である。そのトップクラスに大石村と御影村西組があり、これに魚崎村・今津郷・石屋村・新在家村が続いている。ここでは御影村・大石村における入津樽が五万駄を超えており、発展期灘酒造業の最先端に立っていたことがわかる。また表中の伝法分株・池田分株というのは、伝法および池田両郷より灘目への入株分のこと、両郷の酒造家を灘酒造家が借り入れることによって造石高を増やし、あわせて入津駄数を確保しているのである。

内部対立の激化

と幕府の対応

さて新規株交付に際しての灘三郷とほか九郷の対立は、以後もますます先鋭化していった。すなわち天保五年に、西宮酒造行司が大坂三郷に働きかけ、大坂の山村与助・尼崎

又左衛門らの有力商人を総取締役として、同年五月に大坂・西宮廻船極印元の連署で、「小送り状押増判」と称し、十二郷江戸積の酒荷取締規制を出願した時は、上灘郷中組の嘉納家一統がこれに強く反対している。

その要点は、(1)株高一〇石につき六駄という各郷平等の積高は、新規株交付に際して、ほか九郷と和熟のために一年限りということで取り決めたもので、当年にも適用することは不当である、(2)いまだ大坂商人の取締りを受ける必要はなく、谷町役所配下での取締りだけで徹底しており、したがって小送り状も役所よりの印判だけで十分である、(3)「各郷平等の積高」というが、灘三郷の江戸積高は古株の時と変わらず、新規株は江戸積が認められていないことになって不利であるのに、ほか九郷の株高には地売株も含まれているから、江戸積分のみの株割に換算すると一段と有利になる、というところにあった。

また新規株は多額の冥加金を上納しながら、江戸積が認められていないという灘三郷の不満は強く、天保六年灘三郷では新たに、この新規株については、冥加金の代償として、酒造制限の際に特別の配慮が得られるようにと出願している。しかしこの願意も幕府の容認するところとはならなかった。

このようにして天保三年の新規株交付は、高価な犠牲を払いながら、それが灘三郷にとっては発展の契機となるにいたらず、この時期幕府も、ほか九郷の強い灘三郷抑制策をむしろ支持していたのである。

こうして天保七年には、全国的な飢饉を理由に、再び酒造取締りが強化された。まず、(1)酒造米の買入れ届出制、(2)酒造蔵検査による過造の厳禁、(3)酒造道具の売買貸借の届出制、(4)酒造稼人は地元代官の直支配



写真 136 上灘組酒造行司廻状 (部分)

とする、(5)天保四年以前の地売・他国積・江戸積樽数の調査、などが規定され、さらに異例の入津樽統制(下り酒十一ヶ国制御目当高の設定)も実施されて、全く先の寛政改革の過程と同様の厳格な酒造統制策が打ち出された。

さらに同年十月には三分の一造り令のもとで、特に灘三郷は他郷と区別され、「株高千石につき百六十石造り」とされ、株高の一〇分の一に相当する厳しい減醸比率となっている。これは新規株が減造基準として公認されながら、実質的には天保四年以前の江戸積高に規制されて、株高に関係なく造石高が決定されたためである。さらに翌八年も「千石につき百六十五石」となり、灘三郷は苛酷な減醸規制の強圧下にさらされたのである。

天保改革と酒

造株の改称

ようやく天保九年から翌十年にかけて、幕府は酒造統制を緩和し、灘三郷においても天保十年には例年並みの三分の一造りとなり、同十一年からはさらに二分の一造り、天保改革においては三分の二造りと漸次緩められていった。

天保改革は天保十二年十二月に、まず江戸十組問屋の特権を停止する旨の株仲間停止令の布達をもってはじまり、諸株仲間の停止とその冥加運上金の打ち切りも断行された。

しかし酒造業に関しては、翌十三年九月とりあえず異例の処置として、(1)これ



までの酒造株の名称を廃止して、酒造稼と改める、(2)酒造冥加金はこれまで通り存続する、(3)酒造家の出造り・出稼ぎを禁止する、(4)酒造株の分株譲渡を禁止する、の四点を布達し、酒造株の名称変更以外は、むしろ従来通りの仕法を踏襲するとした。そして「天保四年以前迄造米高」を「永々造高」として確認し、十二月には先の酒造稼の名称を改めて、新たに酒造鑑札を交付して、酒造取締りの徹底を図っている。

しかしこれは灘酒造業の場合、すでに天保三年の新規株の交付により、この改正仕法も実施済みであり、したがって酒造株の酒造鑑札への名称変更以外は、天保改革の過程では何ら新たな政策はみられなかった。その意味では江戸積酒造業に関しては、むしろ天保三年の仕法改正路線の延長のなかに、天保改革の課題があり、そのなかで文化・文政期の灘三郷の発展を、新規株の交付と高率の冥加金の賦課によって、幕府が全面的に掌握したところに、天保改革の意義があった。その過程で、灘三郷を摂泉十二郷の江戸積体制のなかに包摂し、灘三郷とほか九郷との体制的不均衡の調整が図られたのである。しかしそのことによって灘酒造業は、もはや文化・文政期にみられた株高を超える造石高の増大はみられず、ほか九郷の都市酒造仲間を圧倒してゆく発展契機も見出すことができなかつた。しかしそれだけに、幕末にかけては固定化された稼石高・江戸積高の枠のなかで、仲間内部の集中化が激しくなっていくということができよう。

4 灘酒造業発展の技術的要因

酒造技術と

酒造業は、その生産工程が酵母という微生物を媒介とする化学反応に依存する関係から、近

仕込工程

世後期では冬季の厳寒期に、一年間の全清酒生産を終わらなければならず、また「酒造の儀

は酒千駄につき人数四十人余相掛り、見分<sup>みわけ</sup>仰山<sup>ようざん</sup>なる商売体」と当時評されたように、その生産工程のある決定的瞬間には、大量の労働力を集中的に投入しなければならないという特徴があった。

このような酒造業の特性から、その労働力は、冬季農閑期の低廉な季節労働者、つまり出稼ぎ農民に依存するということとなり、また一時に大量の労働力を投入しなければならないことから、必然的に生産工程に応じた協業の形態がとられることになる。

近世酒造業におけるマニファクチュア（工場制手工業）とは、一般に千石造りの酒造蔵の出現をもって成立するが、そうした千石造りでの生産工程としては、①精米工程、②仕込工程、③貯蔵工程の三工程に分けて考えることができる。

まず仕込工程からみよう。仕込みは麴仕込工程、<sup>もと</sup>酛（酒母）仕込工程、<sup>もろみ</sup>醪仕込工程の三工程に大別される（図33）。はじめに蒸米と種麴から麴が造られ、この麴と蒸米と仕込水とを投入して、<sup>もと</sup>酛仕込工程が始まる。酛は醪仕込工程の際の酒精発酵を旺盛ならしめる根源的培養液であって、酒造仕込における最初の重要な作業である。この作業の開始は「酛始め」とよばれ、この日から蒸米工程も醪工程も同時に開始される。この

「醪が熟成して醪仕込に使用されるときまでを「枯し」と称し、一〇日前後を必要とした。

醪仕込は、醪の一定分量に蒸米・仕込水・麴を添加して醪を醸成する工程で、その作業の開始を「掛始め」（または「添始め」と称し、はつぞえ初添・なかぞえ中添・よめぞえ留添という三段掛の仕込方法がとられた。この三段掛の方法がとられたのは、なるべく少量の酒母液酒母液に醪母を使用し、できるだけ大量の原料を発酵せしめるとともに、糖化

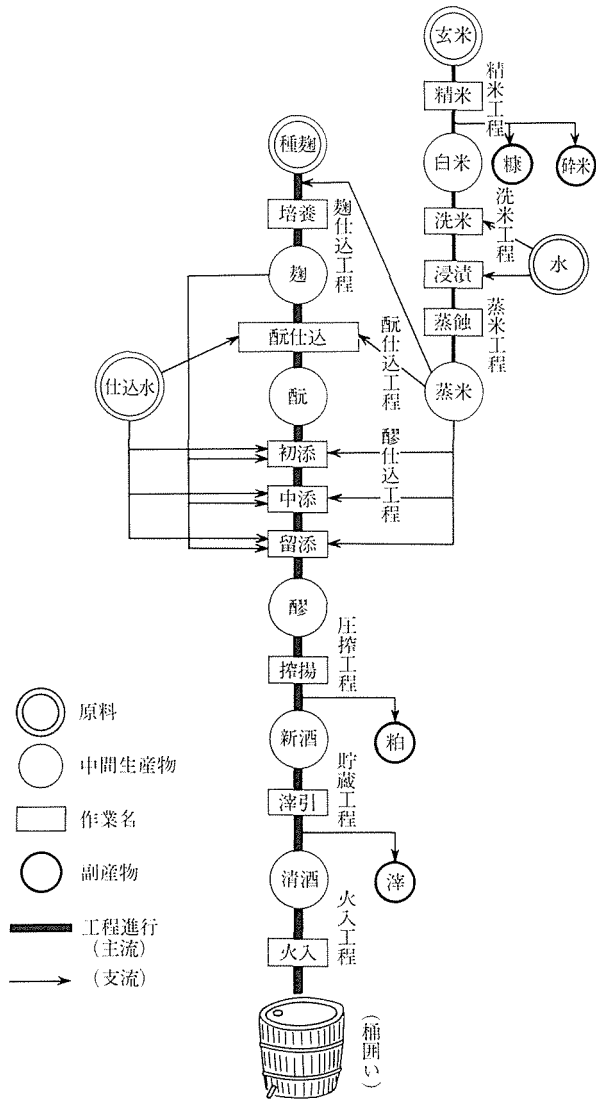


図 33 酒仕込工程図

第五節 酒造業の発展

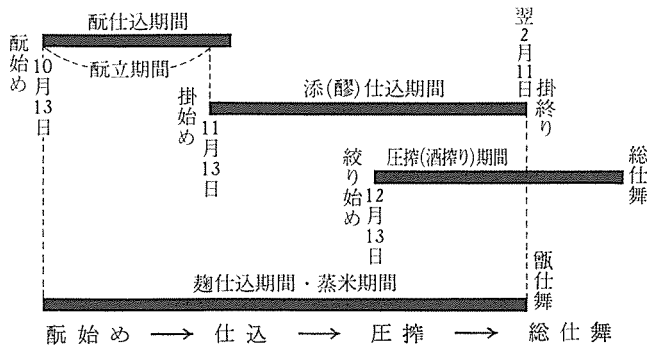


図 34 寛政 7 年嘉納治兵衛北藏の仕込期間

作用が発酵作用をこえて作用するのを抑制して、酒精発酵を緩急適度に作用させるためである。そして最後の留添を「掛仕舞」(または「添仕舞」といい、ここで仕込工程が終了するので、配仕込開始以来並行的に進められてきた蒸米工程も完了する。これを「餽仕舞」とか「餽倒し」と称した。

留添のあと、二〇日ぐらいで醪が熟成する。この醪を酒袋につめて酒船で压榨し、酒をしぼり出し、粕を分離する。これが压榨(酒しぼり)工程である。このしぼった酒を桶に入れて放置し、上澄と沈澱物に分離し、この上澄部分が新酒であり、沈澱物が滓で、この作業を「滓引」といった。このようにして全部の酒の滓引が完了すれば、「総仕舞」といって、蔵人の一部は帰郷し、配始めからこの総仕舞までに約一〇日を要した。このあと発酵を止めるために「火入れ」といって低温殺菌を施したあと、仕込蔵の大桶で貯蔵する。このとき酒造仕込の全作業工程が完了するのである。

いま寛政八年(一七九六)五月の御影村西組嘉納治兵衛家の「寛政七卯年酒家飯木仕廻日限書上帳」により、同家北蔵の配仕込から新酒ができあがるまでの仕込日数と仕込期間を图示したのが、図 34 である。最初に仕込んだ配が、醪仕込に初めて使用されるまでの期間を「配立期間」といい、ここでは十月十三日から十一月十三日までの三〇日間

表 152 嘉納治兵衛北藏の仕込要項

項 目	年 代	
	寛政 7 年 (1795)	天 保 11 年 (1840)
造 石 高 (玄米)	2, 217. 39石	
〃 (白米)	1, 980石	1, 980石
酏 数	220	220
仕 舞 高	9 石	9 石
仕 舞 個 数	2. 5	3
添 仕 込 日 数	88日	74日
1 日 米 仕 込 高	22石 5 斗	27石
汲水率(米 1 石に付)	5 斗水	1 石 1 斗水
清 酒 高	1, 782石	2, 969. 683石
酏 始 め	10月 13日	11月 18日
掛 始 め	11月 13日	12月 14日
掛 終 り	翌 2 月 11日	翌 閏 1 月 28日

(注) 造石高: 仕込總石数  
 仕 舞 高:  $\frac{\text{造石高}}{\text{酏数}}$  酏一つから酏ができあがるまでに消費した酏米・掛米・麴の合計高。8石仕舞とか9石仕舞という。  
 酏 数:  $\frac{\text{造石高}}{\text{仕舞高}}$  酏100とか酏150という。  
 仕舞個数:  $\frac{\text{酏数}}{\text{仕込日数}}$  一つ仕舞とか二ツ半仕舞とかいう。  
 一日の仕込量: 仕舞高×仕舞個数  
 仕込日数:  $\frac{\text{造石高}}{\text{一日の仕込量}} = \frac{\text{造石高}}{\text{仕舞高} \times \text{仕舞個数}} = \frac{\text{酏数}}{\text{仕舞個数}}$

資料: 「白嘉納家文書」

をいう。またこの酏に添仕込をして初揚げされる「絞り始め」が二月十三日で、このとき初めて新酒が絞られることになる。この日から添仕込と並行して圧搾工程も行われる。また麴仕込と蒸米期間とは、酏仕込の十月十三日から続いて添仕込の完了する翌年二月十一日まで、酏(蒸米)仕込および添仕込工程が並行して行われることになる。

八四〇)の仕込み要項を表示しておく(表152)。なおのちに酒造技術の進歩改良の問題にふれるので、参考までに図34の寛政七年と新たに天保十一年(一

米搗き水 近世の酒屋⇨醸造業は、麴屋⇨製麴業も、碓屋⇨精米業も結合しており、この点中世の酒屋が車の利用 麴屋とは分離していたのと対照的である。ここでは特に灘酒造マニユファクチュア成立発展の

技術的要因となった、(1)米搗き水車の利用と(2)仕込方法の改善という問題について考察してみよう。

さて精米工程は仕込工程に入る準備工程である。その精米の方法には、臼杵(うすきね)を道具とした人力によるもの

## 第五節 酒造業の発展

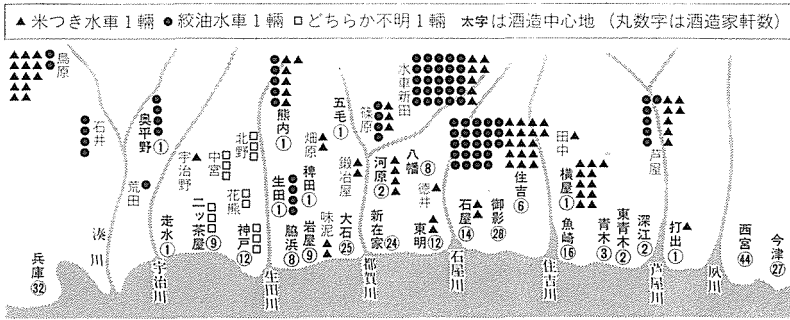


図 35 灘目水車の分布(原図『西宮市史』2)

と、水車によるものがある。前者が足踏精米で、伊丹・池田などでみられ、酒造場のなかにある碓屋で行われた。後者は米搗き水車で、酒造蔵の外部にある水車場へ酒造米を運搬して行われた。歴史的には近世前期から中期にかけては、西宮・今津の場合には足踏精米が支配的であり、水車精米に移るのは近世後期から幕末にかけてであった。それに対して、灘目では、背後に六甲山地が屹立し、その流水は水車の絶好の立地条件をなしていた。それが米搗き水車と結びつき、灘酒造業は台頭期の明和・安永ころから、精米方法として全面的にこの水車精米を利用し、これが灘酒造業の大きな特徴の一つとなった。

水車精米の利用は、足踏精米に比べて、その精白し得る量と精白度において、格段にすぐれた技術改善であった。ことに諸白造りは、白米と白麴によって仕込まれる酒であるだけに、米の精選とその精白度が、製成される酒質を左右する決定要因となる。足踏精米での精白度はせいぜい八分つきであったが、水車精米では二割から二割五分つきが可能であった。そのみならず精白し得る米量においても、足踏み精米では、甎米の場合一人一日四白(二白一斗五升五合ぐらい)、掛米で一日五白、上酒の場合には四白であるのに対し、水車による白一本は一日四斗の精米が

可能であり、一つの水車場に四〇本の臼が備えつけられていたとすれば、一日に一六石も精米する能力を有することになる。灘目酒造業が精米工程において水車精米と結びついたところに、灘目発展のまず第一の技術的基礎があったといえよう。そして水車による精米工程での生産力をあげることによって、さらに寒造り集中化と量産化への技術的課題をも克服してゆくことができたのである。

寒造りへ 灘酒造業の発展を可能にしたもう一つの条件は、仕込技術の改善である。それは商品性と営業の集中化 性をつらぬく寒造り集中化の実現でもあった。南都諸白から伊丹諸白への段階においては、酒

造りは秋彼岸過ぎより翌年二、三月頃まで四季に分けて行われていた。

寛政十一年に大坂の木村孔恭が著わした『日本山海名産図会』によると、当時醸造された酒は新酒・間酒・寒前酒・寒酒の四種あり、新酒は秋彼岸ごろより造りはじめるが、寒酒はすべて日数も後程多く価も次第に高い、昔は新酒の前に「菩提」という醸法があつて、大坂などではこれを新酒とよんでいたという。

幕府の酒造制限令のなかでは、すでに寛文十年（一六七〇）から「寒作り」に限って酒造を認め、「当座作り」新酒の禁止がくり返し発令されている。幕府が政策的に、この立秋頃より仕込まれる菩提酒を排除して、仕込時節も寒く、それだけに仕込日数も長くかかるが、良質の酒ができる寒造りに集中させていったことは、自醸酒的性格の強い菩提酒を市場から駆逐して、商品性の高い寒酒という営業酒を指向していたことを示している。

酒造仕込方 こうして寒造りの酒が定着してくるが、次に同じ寒造りの伊丹酒と灘酒とを比較して、その法の改善 仕込技術の改善について考えてみよう。伊丹酒については、先の『日本山海名産図会』、灘

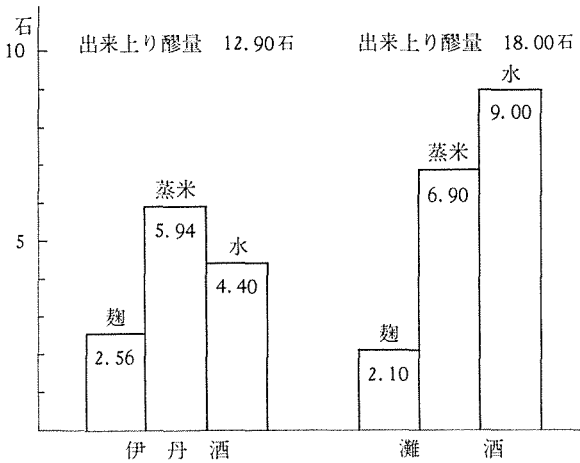


図 36 伊丹酒と灘酒の仕込量の変遷

酒については御影村西組嘉納治郎右衛門の嘉永元年（一八四八）の仕込史料から、仕込に関する要点をまとめたのが図 36（付表 28）である。

時期に差はあるが、この図から、(1)仕舞高（二配からの蒸米と麴米の合計）は、伊丹酒が八石五斗、灘酒が九石仕舞となっている、(2)蒸米に対する麴割合は、前者が四三%、後者は三〇%である、(3)蒸米（麴を含む）一

石に対する水の使用量は、前者が五斗一升、後者は一石とかなり多い、の三点が顕著な特徴としてあげられるであろう。従って一配からの醗量は、伊丹酒が一石九斗であるのに対し、灘酒は一石八斗となって大きな差をつけている。

灘酒の場合、これに「湧き」（泡立ち）を考慮にいれると、実際には三〇石前後の大桶が使用されていたことになる。

この仕込方法での大きな相違は、麴と仕込水の割合が異なっていることである。麴割合については、同じ寛政期の南都諸白の六三%と比べると、すでに伊丹酒においても四三%に減少しており、それが灘酒になるとさらに減少して三〇%になり、この麴割合の低いことが特徴の一つとなっている。

さらに注目すべきは、仕込水の添加量が、灘酒では伊丹



の一・九倍になっていることである。すなわち御影村の嘉納家では文化・文政の発展期に、麴割合と使用水の割合を各歳で実験的に変えて、その試行錯誤のすえに嘉永元年の麴割合三〇％に対する水の使用量一石という仕込方法に成功しているのである。これによって仕込方法に飛躍的な改善がもたらされた。

この米一石に対して水一石の割合で添加する新しい仕込方法は、「石水」<sup>いそみづ</sup> または「十水」<sup>とみず</sup> の法と呼ばれた。これは伊丹に比して水の重要性が倍加してきたことを示すものであり、それだけ灘の酒造家が原料米に対する以上に、水の重要性に並々ならぬ関心を抱いていたことを示すものであった。天保十一年に魚崎村の山邑（荒牧屋）太左衛門によって、水質優良な西宮の「宮水」（硬度五度内外の硬水）の使用法が発見されたのも、このような灘酒造家の水への関心によって導かれた地下資源の開発であった。

#### 醸造技術

##### の改善

醸造技術 寒造りは、酒造仕込の時期を冬季極寒期の一〇〇日に限定するものであるが、その限定された仕込期間を延長することであり、(2)仕舞個数を増大させて、それに応じた酒造蔵の整備拡充をはかることの二点であった。

醗立期間が短縮できれば、それだけ醗仕込期間の絶対的、相対的な延長が可能となる。それが一〇〇日という一定の適応季節に、醗仕込期間を最大限に延長してゆくための技術的前提であったから、醗仕込期間をできるだけ縮減してゆくための努力がなされた。事実今津を含めた灘三郷では、一般に寛政期に三〇日前後も要した醗立期間（597頁図34参照）が、文化・文政期には二三日よりさらに二日にまで短縮され（表153）、嘉永期には一七日となつて、ほとんど寛政期の半分の期間にまでなつている。酒造仕込期間を一〇〇日とすれ

第五節 酒造業の発展

表 153 酛立期間・仕込期間などの変遷

項目 年代	造石高	酛 数	仕舞 個数	酛立 期間	酛仕 込期	仕込 期間	平均雇 用人数	製 成 樽 数	酒造米100 石につき
	石			日	日	日	人	樽	樽
寛政12(1800)	1,535	113.74	1.5	38	80	146	12.4	2,729	177.7
文化10(1813)	1,822	135	1.5	22	90	140	14.0	2,885	158.3
文政5(1822)	2,295	255	3	23	85	136	28.2	6,055	263.8
〃 12(1829)	1,701	189	3.25	21	58	107	30.1	4,666	274.3
天保2(1831)	1,350	129.48	2	20	65	113	19.5	3,902	289.0
嘉永3(1850)	855	91.93	1.75	17	46	91	19.0	2,423	283.3

(注) 寛政12年のみ嘉納治兵衛の北蔵。その他は嘉納治郎右衛門の西蔵。  
仕込期間=酛立期間+酛仕込期間+酒しぼり期間(28日)として計算。  
平均雇人数は、酒造働人延人数を仕込期間で割った値。  
嘉永3年のみが9石3斗仕舞、その他は9石仕舞。

資料:「本嘉納家文書」

ば、それだけ添仕込期間の稼働日数が延長され、極上酒の量産化が果たされていくことになる。

仕舞個数というのは、造石高から割り出される酛数を仕込日数で割った商であり、一日の仕込量を規定する基準となるものである。たとえば酒造マニユファクチュアの定型とされる千石酒造蔵の場合、仕込作業が一日一〇〇石の原料米を消化してゆくの「一ツ仕舞」といい、普通これを一〇〇日間反覆して合計一〇〇〇石の原料米を消化する。いまこれを二ツ仕舞にすれば、一日の仕込量は二〇石となり、一〇〇〇石の原料米を消化してゆくには半分の五〇日でよいことになる。もちろんこれにはそれだけの労働力と設備が要る。しかし仕舞個数が増大できれば、たとえ摂泉十二郷酒造仲間の中合せとして仕込日数の短縮が決められたとしても、一日の仕込量を増大することによって、一〇〇〇石の原料米を仕込むことも可能になる、ということである。

江戸入津樽が年間一〇〇万樽を突破した文政期には、酒価の下落を防ぐ予防策として、十二郷仲間中合せの生産制限が打ち

出されてくるが、この仲間規制のもとにあって、灘酒造家がひとり発展のペースを堅持して量産化していった技術的基礎は、まさにこの点にあった。事実、表13にみられるように、御影村の嘉納治郎右衛門所持の西蔵においては、文政十二年（一八二九）に「三・二五仕舞」が実行され、仕込期間一〇七日で実に一七〇〇石を仕込んでいる。この場合は九石仕舞だから、一日の仕込量は二九石二斗五升となる。これは当然酒造経営規模にもかかわらずの問題で、労働編成上でも一蔵三〇人という、通常の千石蔵一五人の蔵人編成を大きく上回った働き人が必要であった。

このように仕舞個数の増大は、灘酒造業の発展を特色づける生産形態発展の指標となった。そして造石高の増大に応じて酒造蔵も拡大整備され、洗場・釜屋・船場をもった作業蔵と仕込蔵への分化もみられた。もちろんこれにつれて仕込桶の容積の拡大、ひいては遣い道具の改良・細分化も進み、蔵人の労働編成もまたそれにふさわしい形で、分業による協業という労働の結合組織をとっていった。

#### 酒造蔵の拡充と

千石蔵の定型      こうした酒造技術の改善と、寒造りという限定された期間内での量産化には、それに対応した作業場としての酒造蔵の拡充や、酒造道具の整備が必要であった。それらを総括

した形での、寒造りの仕込にふさわしい酒造蔵、それがいわゆる千石蔵の出現であった。

灘酒造業の発展は、水車精米にあったことは、すでに指摘した通りである。そのことから伊丹などでみられた酒造蔵敷地内の碓屋は、灘目の酒造蔵では取り除かれ、その分だけ作業蔵と仕込蔵への空間的拡大が可能であった。いまそうした酒造蔵として、文化十五年（一八一八）の新在家村柴屋善右衛門が御影村嘉納治兵衛へ質入れした酒造蔵を示すと、図37の通りである。

第五節 酒造業の発展

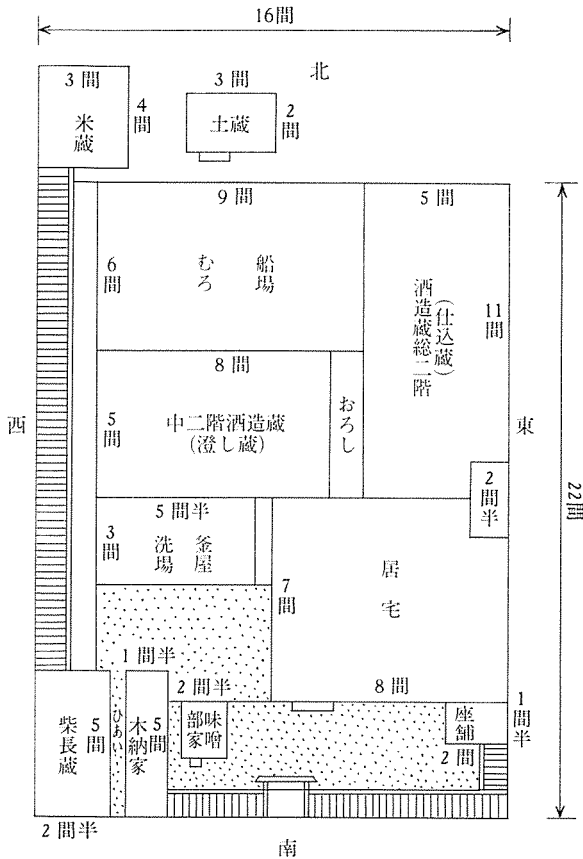


図 37 柴屋善右衛門酒造蔵平面図  
(原図 白嘉納家文書)

柴屋蔵は酒造株高が一五四六石であるところからみて、灘目における典型的な千石造りの酒造蔵といえるであろう。これには居宅が併置されており、居宅(五六坪)を中心に、作業場としての洗場・釜屋・船場・室があり、仕込蔵は総二階の五五坪、その二階は甌を造る場所であり、さらに澄し蔵として貯蔵場の役割をもった中二階の酒造蔵からなっている。

次の図 38 は、天保六年四月に、幕府の取調べに対し、御影村の嘉納治郎右衛門が提出した「千石蔵設計案」

である。これは当時の灘地方における有力酒造家が描いた理想的な酒造蔵としての一試案といえる。

この設計案では建坪数は三一二坪、作業別に場所が配分され、洗米工程は洗場(二〇坪)、蒸米工程は釜屋(二二坪)、麴仕込工程は室(二二坪)、庄

これらは千石蔵の出現によってはじめて実現したものである。

この千石蔵の建造費は銀三〇貫七五八匁、諸道具一式で銀三四貫八八四匁、合計銀六五貫六四二匁という莫大な設備投資を必要とする。天保六年当時の堂島米価から換算すると、米八七四石に相当する。これは固定資本への投資額であり、実際にはこのほかさらに流動資本の投資も考慮にいれると、酒造業における投下資本額がいかに巨額であったかがわかる。酒造業に従事する酒造家が、この意味で当時における資産家として

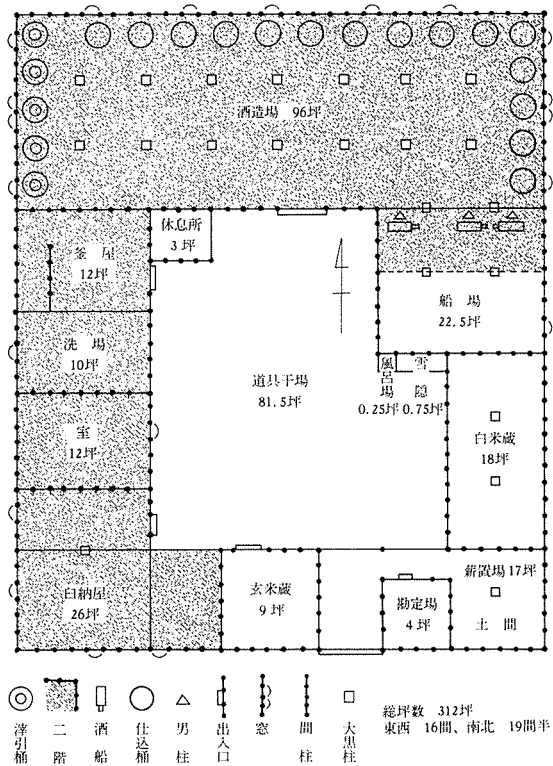


図 38 千石造り酒蔵設計案平面図 (原図 正井達次郎)

搾工程は船場(二二・五坪)と  
 いうように、仕込蔵と作業場  
 への分化がみられる。  
 それに応じて酒造仕込に用  
 いられる酒造道具も、各作業  
 に適合した、それぞれ専用の  
 諸道具を生み出していると同  
 時に、蒸米に用いられる大釜  
 と甑、醪仕込のための大桶  
 (三〇石の仕込桶)、熟成した醪  
 を压榨する酒船の「遣い道具」  
 などの大型化が進められたが、

て見なされていた所以でもある。

酒造働き人 酒造仕込工程に従事する蔵働き人を一般に蔵人といい、また広義の意味で総称して杜氏とい

と労働編成 うこともある。その編成は狭義の杜氏を頂点に、頭・衛門・配廻り・釜屋・上人・中人・下

人・飯俵から成りたっている。

杜氏は頭司とも書かれ、また親司とも称せられて、酒造家より酒造仕込に関する全責任を負っており、頭以下の蔵人の監督の任に当たった。頭は脇とか年寄ともいわれ、杜氏を補佐する副杜氏の役割を果たしていた。衛門は大師(代師)とも称し、麴仕込工程の責任者である。配廻りは配仕込工程の責任者で、配仕込中の一切の操業を指揮した。釜屋は蒸米の釜作業の責任者で、とくに甑取りという蒸しあがった酒米を甑の中から取り出す大役を勤めるもので、ふつう上人のなかから特に経験の豊富な者が選ばれた。このほかにも造石高が増大し、仕舞個数の多い蔵では、諸道具の整備の責任者として道具廻しがおかれたり、圧搾工程の責任者として船頭がおかれる場合もあった。

上人・中人・下人は、各工程の責任者のもとで、実際にその作業に従事する者で、特に下人は追廻しとも呼ばれ、水汲もこのなかにふくまれていた。なお飯俵は飯屋とも称され、最年少の新参が選ばれ、杜氏以下全蔵人の食事一切の世話をした、いわば見習ともいうべきものであった。

以上のような労働編成の名称的分化が、そのまま作業の分業形態をとって、分担作業が固定的直列的に進行するものではない、という点に留意しなければならない。すなわち頭・衛門・配廻り・釜屋は主体的分業者として各責任を負う者であり、上人以下の蔵人は、その責任者のもとで働く補助的単純協業者であるには

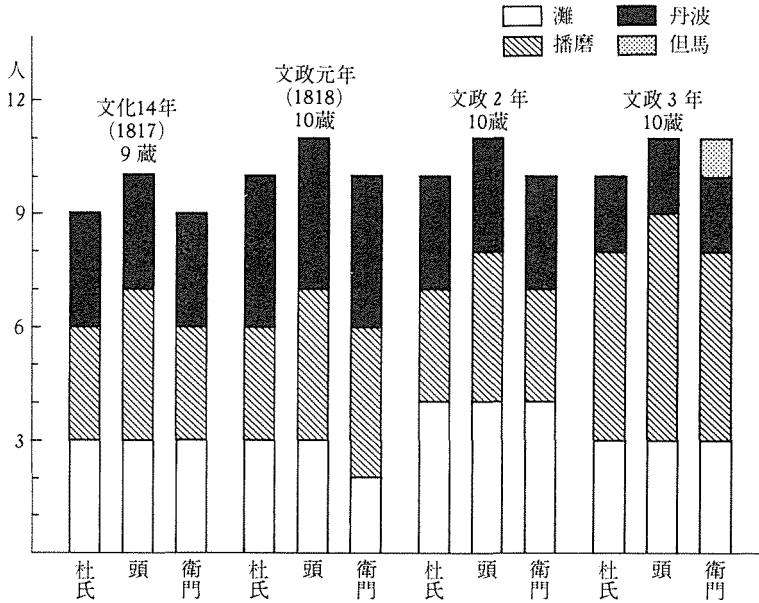


図 39 嘉納治兵衛稼働蔵の三役出身地別人数

違いないが、主体的分業者といえども、作業の進行に応じて担当工程以外の作業にも加わり、その場合は補助的労働者たるにすぎないことである。酒造の場合は蒸米工程・麴仕込工程が並行して始まり、醸成される配の数に応じてさらに複線的に添仕込工程が重なり、これに絞り始めの時期からは压榨工程が並行するなど、こうした工程（作業）が絡み合いながら毎日繰り返されてゆく。そこに働く蔵人は、そうした作業順序にしたがって全員が協業の形をとって労働に従事してゆくことになる。したがって、酒造マニファクチュアという場合、簡単に分業に基づく協業として、有機的マニファクチュア範疇を適用することはできない。

蔵人の給源地  
と丹波杜氏

灘酒造業における蔵人の給源地は、『灘酒沿革誌』に

第五節 酒造業の発展

表 154 嘉納治郎右衛門稼働蔵の  
杜氏出身地

年 代	蔵 名	出 身 地
寛政 8～11	前 蔵	播磨
〃 12	西 店	灘(打出村)
文化 5～9	西 店	灘(打出村)
〃 10・11	西 店	灘(田辺村)
〃 12	西 店	播磨
〃 13・14	西 店	丹波
〃 5～14	中 蔵	播磨
文政 1～12	北石屋蔵	播磨
〃 1～12	中 蔵	播磨
〃 1～12	西 店	丹波
〃 3～12	大 石 蔵	播磨
〃 9	大石出店	丹波
〃 10	新石屋蔵	播磨
〃 10	浜 中 蔵	生瀬
天保 4～7	前 蔵	播磨
〃 11	前 蔵	灘(青木村)
〃 1～6	北石屋蔵	播磨
〃 1～3	大 石 蔵	播磨
弘化 3・4	中 蔵	灘(青木村)
〃 3	新石屋蔵	丹波
嘉永 2～6	北 蔵	丹波

資料:「本嘉納家文書」ほか

ののみを摘出して表示したのが、表154である。寛政期には播磨と灘(打出村)の杜氏であり、化政期には丹波と播磨の杜氏が混在しているが、やがて天保期以降には丹波杜氏へ集中してゆく傾向がみられる。とくに西蔵(西店)の場合には、

よれば、生瀬杜氏↓播州杜氏↓丹波杜氏へと移っていったことが指摘されている。この杜氏集団たる蔵人出身地の変遷を跡づけてみよう。

まず御影村嘉納治兵衛家の文化十四年から文政三年までの稼働蔵一〇蔵について、雇用されていた蔵人のうち、杜氏・頭・衛門の三役のみに関して、その出身地を示したのが、図39である。全体数では、播磨が四人(四〇%)、灘三八人(三三%)、丹波三六人(三三%)となり、杜氏のみについても、大体この三者は同数である。一方杜氏を中心とする頭・衛門の組み合わせでは、ただ一例を除いて全部同郷出身者で編成されており、したがってそれ以下の衛門・配廻り・上人・中人・下人なども、同じように同郷出身者で固められていたであろうと推測される。

次に、化政期に飛躍的発展をみせた御影村の嘉納治郎右衛門家の稼働蔵のうち、杜氏出身地が判明するもののみを摘出して表示したのが、表154である。寛政期には播磨と灘(打出村)の杜氏であり、化政期には丹波と播磨の杜氏が混在しているが、やがて天保期以降には丹波杜氏へ集中してゆく傾向がみられる。とくに西蔵(西店)の場合には、



灘↓播磨↓丹波への杜氏の変遷がはっきりとみられる。なかでも、二ツ仕舞から三ツ半仕舞への増大をみせた文政期の杜氏は丹波であり、嘉納家で最初に丹波杜氏を雇用した蔵であったことも注目される。

こうして化政期を過渡期とし、天保以降には、漸次丹波杜氏が灘酒造業に重要な地位を占め始める。時代は下るが明治十九年（一八八六）の灘 東郷（魚崎・深江・青木の三カ村）における蔵人の出身地をみると（表155）、丹波が四八〇人で全体の七〇%を占め、多紀郡が圧倒的に多く、ついで摂津は一七七人（一八・六%）で、なかでも有馬郡がその半ば近くを占めている。播磨は三七人（五・三%）で、かつての播州杜氏の地位が完全に丹波杜氏に移り変わっていることがわかる。さらに杜氏に限っていえば、四二人のうち丹波多紀郡からは二十九人で過半数を占め、他は摂津有馬郡五人、菟原郡三人となって、蔵人の多い地域から杜氏が輩出されており、同郷出身者による杜氏集団の編成がみられるのである。

さて摂津杜氏について、先の嘉納治兵衛稼働蔵における灘出身の三役三八人の内訳をみると、青木村二人、深江村九人、石屋村四人、熊内村二人、小路村一人となっている。また嘉納治郎右衛門稼働蔵の寛政期の灘出身の杜氏は、打出・田辺・青木の三村からでている。これらの村は酒造地に近く、農間余業として酒造稼ぎが行われたところである。

しかし寛政期以降には、灘目周辺の蔵杜氏が、他国稼ぎとして遠国へ出掛けていくこともしばしばみられた。たとえば打出村では、寛政十二年の一六人をはじめとして、毎年一〇人から二〇人が、山城・近江・河内・和泉・紀伊をはじめ、遠くは若狭・武蔵・下総・常陸にまで酒造杜氏として出稼ぎしているし、また小路村でも、西宮の酒造家に雇用されていた杜氏が、その出店先の総州にまで出稼ぎし、中尾村の場合は、寛

第五節 酒造業の発展

表 155 灘 東郷(魚崎村ほか)の出身地別蔵人数 (明治19年(1886))

国名	郡名	頭司	頭	衛門	廻廻り	道具廻し	釜屋	その他人	合計	%
丹波	紀上	29	29	32	42	34	17	249	432	63.0
	天田		1	1	1		2	18	23	3.3
	船井						1	20	21	3.1
								4	4	0.6
	小計	29	30	33	43	34	20	291	480	70.0
摂津	馬辺	5	4	6	6	4		32	57	8.3
	武庫	2	4	1	1	1	2	29	33	4.8
	菟原	3	1			2		13	22	3.2
	能勢						1	7	12	1.8
							1	2	3	0.5
小計	10	9	7	7	7	4	83	127	18.6	
播磨	東西	2	2	1	2	2	1	16	26	3.8
	南穂		2	1				5	8	1.2
	赤加							1	1	0.1
	古							1	1	0.1
	小計	2	4	2	2	2	1	24	37	5.3
但馬	石来	1	1		2	1	3	27	35	5.1
	朝美						1	1	2	0.3
	七							1	1	0.1
小計	1	1		2	1	4	29	38	5.5	
丹後	加佐							1	1	0.1
不	明				1			2	3	0.5
合計		42	44	42	55	44	29	430	686	100.0

(注) その他働人とは上人・中人・下人・飯焚を指す。

蔵数は魚崎村35蔵、青木村4蔵、深江村2蔵の計41蔵。

杜氏数は、親子で杜氏をつとめている一例があるので、1人多くなっている。

資料：「魚崎酒造組合文書」

政四年に九人が主として紀伊方面へ酒造出稼ぎしている。

これらの事實は、それまでに灘酒造業の杜氏または蔵人として十分な経験と年功を積み、やがて播州杜氏に代わって、自ら他国への酒造出稼ぎに新たな生活の道を見出していったという経緯を推測させる。灘酒造業の技術が他国の酒造家によって認められ、また灘酒が名声を博して高く評価されることにより、灘目周辺の蔵人はその技術をもって他国の酒造家から優遇されて迎えられたのであろう。

**蔵人の賃銀** 杜氏以下蔵人の賃銀について、文久三年（一八六三）の御影村嘉納治郎右衛門所有の本店蔵と支払方法（造石高六九四石、蔵人一四人）の場合をまとめたのが表156である。

まず頭司である馬之助の賃銀については、頭以下のような日数計算によらず、請負制をとっている点が注目される。つまり頭司の賃銀は「一造り七〇〇匁」と明示されており、「一造り」とは酒造仕込期間をさし、のことである。元治元年（一八六四）にはこれが九〇〇匁となっている。この一造り七〇〇匁を日割計算すると、銀七匁七分となる。これは頭の日給二匁三分、衛門二匁二分と比べるとかなり高額で、一番下の飲焚の銀一匁二分と比較すれば、さらにその格差の大きいことがわかる。それは杜氏が酒造仕込期間中に一切の責任を課せられていることに対する報酬とみなされる。しかもそのことによって酒造仕込という集約的、協業的な作業労働に対応して、頭以下の蔵人全員を直接掌握してゆくための物質的基礎が保証されているものと考えられる。

頭の平右衛門以下の賃銀は、日給制をとっており、この日給額に稼働日数を掛けたものが各人の賃銀となる。もちろん役職によって日給額には差がある。この賃銀格差は、酒造労働に従事していく技術伝習的、か

第五節 酒造業の発展

表 156 嘉納治郎右衛門本店蔵の蔵人給銀 (文久3年(1863))

蔵 働 人	稼働期間		労働日数	日給	給 銀	看板代	心 附
	月 日	月 日	日	匁	匁	匁	匁
①頭 司馬之助	11. 17	2. 19	91	(7.7)	700	錢2貫文	25.46
②(頭) 平右衛門	〃	〃	〃	2.3	209.3	〃	〃
③(衛門) 亀吉	〃	〃	〃	2.2	200.2	〃	〃
④(配廻り) 新助	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
⑤(釜屋) 菊造	〃	〃	〃	2.1	190.1	〃	〃
⑥(上人) 万助	〃	〃	〃	1.9	172.9	〃	〃
⑦(〃) 長国	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
⑧(中人) 磯次郎	〃	〃	〃	1.7	154.7	〃	〃
⑨(上人) 与三郎	〃	〃	〃	1.9	172.9	〃	〃
⑩(〃) 元平	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
⑪(下人) 直次郎	11. 17	2. 2	72	1.5	111.0	〃	24.94
⑫(〃) 岩吉	11. 17	2. 19	91	〃	136.5	〃	25.46
⑬(飯焚) 和吉	〃	〃	〃	1.2	109.2	〃	〃
⑭(下人) 佐吉	11. 17	2. 2	72	1.5	111.0	〃	24.94

(注) (頭)以下の役職名は、便宜上記載したもの。史料には頭司以外の記載はない。  
資料:「本嘉納家文書」

つ年功序列的な個人差を反映しているとみなすこともできる。したがって技術と熟練をあまり必要としない火入れ労働の場合には、この仕込労働から分離して算定されており、この点で賃銀算定において仕込労働というのは、生産労働に対する価値評価が高いことをあらわしているのである。

なお報酬にはこのような給金のほかに、蔵人特有の看板代と心付とがある。看板代は表156では銭二貫文が役職に関係なく、一律に支給されているが、看板代とはつまり寝具代のこと、元来雇用主たる酒造家の方で用意すべきところを、蔵人が持参してくることに對する代償である。

心付は一種の賞与で、これも役職上には区別なく一律であるが、稼働日数が重視され、現実には稼働日数に応じて九一日の者には銀二五匁四分六厘、先帰りの二人には銀二四匁九分四厘というように、差をつけて支給されている。

#### 蔵人の雇用方 法と杜氏集団

蔵人の雇用方法については、地域による差がみられた。たとえば伏見の酒造業では、蔵人の供給を丹後に求めていたが、ここでは蔵人を斡旋する丹後宿仲間が存在していた。仲間結成は安永七年（一七七八）のことで六軒からなり、この宿は、酒造仲間と蔵人との間に介在して、蔵人の斡旋はもちろん、蔵人の身元引受人ともなり、酒造家との賃銀交渉も行い、蔵人からは部屋代と称する仲介手数料を受け取る労働請負業者であった。

また大坂においては、元禄年中より大坂口入屋仲間があった。口入屋は北国筋の郷民を募集して斡旋する労働請負業者の仲間で、享保十五年（一七三〇）には三〇軒を数えたという。この口入屋は蔵人の募集に際しては登坂の費用を貸し付け、その前貸しを通して蔵人を拘束し、斡旋によって中間搾取してゆく前近代的な労働関係をとっていた。

しかし灘酒造業については、特に蔵人に関する限り、このような口入屋の存在は認められない。灘酒造業の場合は、杜氏が蔵人を編成する。その点で改めて杜氏の占める重要性が見直されるのである。頭以下の賃銀が日割計算によって支給され、たとえ前貸しされる場合でも、それはあくまで杜氏を介して蔵人へ前貸しされた。杜氏の賃銀が日割計算によらず、造石高に応じた請負的性格を有し、かつ頭以下との賃銀格差の大きいことは、こうした杜氏による蔵人の掌握管理を容易にし、杜氏を通じて労働規制を強化し、杜氏の責任において同郷同村出身者からなる一蔵の労働編成を可能ならしめたといえることができる。この点において、口入屋を必要としない灘酒造業特有の蔵人雇用方法があり、ひいては同郷同村出身者でもって編成される丹波杜氏集団が重視されていた所以があると思われる。

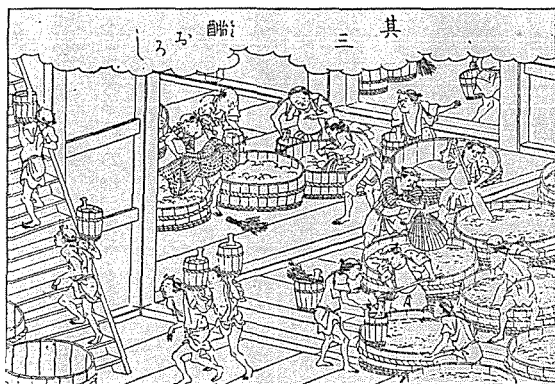


写真 137 酒造 醸おろし図 (『日本山海名産図会』)

5 酒造経営と経営収支

酒造経営と  
設備投資

酒造家の場合も、経営者としては一定の資本をもって、それを固定資本と流動資本へ投資し、そこから一定の利潤収益をあげなければならない。固定資本部分はいわば設備投資であり、

酒造蔵(土地建物)の購入費ないし建造費と、労働手段たる酒造諸道具の購入費を含めた固定設備への投資分である。また流動資本部分には、労働対象としての酒造米・酒樽などの購入や、蔵人の賃金および酒荷の運賃などがあげられる。

まず固定資本部分への投資の状況をみてみよう。御影村嘉納治兵衛は、文政元年(一八一八)には一〇蔵の稼働蔵を所有する灘五郷きっての有力酒造家であるが、文化八年(二八二二)十一月に、同村内の灘屋徳右衛門所持の典型的な千石蔵である酒造蔵を質流れによって、質銀三八貫六四〇匁の担保物件として取得している。この金額は、土地(分米一石三斗三升六合)に酒造蔵・室屋・澄し蔵・配場・米釜屋・洗場・薪蔵・湯殿各一カ所、酒造株(天明五年造米高八〇〇石)・酒造道具一式と、浜蔵(但し地面は村持)一カ所

を加えた価格となっている。嘉納家ではこの酒造蔵を取得すると、さらに銀一貫六八五匁を出費して蔵の整備を行い、より完備した中店(蔵)として使用している。この質貸付銀と普請費をあわせると銀四〇貫三二五匁となる。この年の堂島米価平均相場一石銀六〇匁三分で換算すると、米にして六六八石に相当する。しかもこの場合、質流れによってかなり安く入手している点を考慮しなければならないであろう。

また同じ御影村の嘉納治郎右衛門は、文化十四年に北石屋蔵を銀五七貫一五五匁で購入し、さらに文政七年には大石蔵を銀一〇〇貫目で買い求めているが、いずれも中古酒造蔵の価格であって、新築のものではない。したがって酒造仕込量が増大してくると、先の北石屋蔵では文政十二年には銀二八貫八一八匁を出費して、大々的に蔵の改築をし、新たに酒造道具も購入している。

また先述の天保六年(一八三五)の「千石蔵設計案」によると、酒造蔵の建造費は銀三〇貫七五八匁、酒造道具一式購入費銀三四貫八八四匁と評価されており、建造費よりその中に入れる酒造道具一式の方が高い点が注目される。

以上の事例から、文化・文政期から天保期の灘酒造業発展期では、最低銀五〇貫以上の設備投資を必要とし、もし新しく建造した場合には、優に銀一〇〇貫以上の設備資金を用意しなければならなかった。

これは同じ時期の樽廻船、例えば寛政六年(一七九四)九月に嘉納治兵衛が購入した一四五〇石積みで銀四六貫目、天保十五年十月に嘉納弥兵衛が購入した一四五〇石積みでは六〇〇兩(約銀三八貫目)という例や、水車場例えば文化十年十二月に住吉村庄屋横田屋幸左衛門が購入した米搗き水車・建物・地面・米搗き道具一式代銀三〇貫五〇〇匁などと比較して、酒造業の方がはるかに多額の設備投資を必要としたことがわかる。

第五節 酒造業の発展

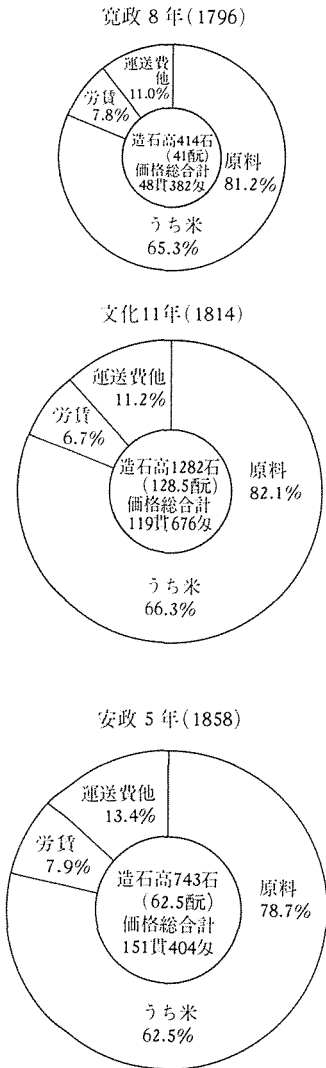


図 40 酒造仕込における生産費割合

理したものである。この生産費目のなかで、最も大きな比重を占めているのは酒造米購入費で、各時期を通

本の投入状況をまず生産費目別にみよう。

流動資本 生産費目と 設備資本が主として固定資産部分への一回かぎりの投資であるのに対し、流動資本は生産過程の進行に応じて逐次投入してゆかねばならないという特質をもっている。次にこの流動資本

従って多くの場合、酒造経営の創業にあたっては、まず中古蔵を購入し、蓄積に応じて新築・改築してゆく方法がとられたようである。こうした点を考慮すると、酒造業は一般農民がかかわってゆくには資本的にほぼ不可能であり、したがって酒造家はすでに分限者として社会的経済的な実力者・蓄財者でなければならなかった。酒造家の出自として、地主ないし在方商人層が想定される所以でもある。



して大体六〇〜六五%を占め、一定の比率を示している。次が酒樽代で全体の一〇%前後であり、酒造米・酒樽・薪・縄蒭などを合計した比率は、全体の八〇%前後となる。これに対し踏賃（精米費・冬分働き人・夏分日雇などの賃銀部分）はきわめて小額で、その飯米・菜物代（副食代）を含めても、生産費中の七%前後にすぎない。

なお安政五年（一八五八）には宮水が全体の一・二%を占めている。宮水の発見は天保十一年であり、それ以後は宮水が灘酒造業において一般に広く需要されるようになり、西宮から水を運搬するための水屋と称する新しい業者もできた。宮水を樽詰にしたのを水樽といい、水屋はこの水樽を運搬するもので、水賃は井戸場賃（水代）と水船賃とを合計した金額である。

また蔵敷賃とは、酒造蔵の減価償却費のことで宿賃ともよばれた。この蔵敷賃の取扱いは損益計算書の勘定科目としての「酒造勘定帳」では支出費目に計上されているが、後に述べる嘉納家全体の経営を網羅した「総勘定帳」では収入銀として計上されている。このようにすでに複式簿記の理論にかなった合理的経営理念が意識されていたことは注目されるべきであろう。

さてこの毎年生産資本として充用される流動資本の総額は、造石高や米価によって変動する。文化十一年は一八二石の造石高で総費用銀一一九貫余であり、安政五年は七四三石で銀一五一貫余となっている。安政五年は造石高が少ないのに文化十一年より投入資本額が多いのは、全く米価騰貴によるのである。

また文化十一年の固定資本部分への投資額が銀六〇貫目と想定すれば、流動資本はその倍近くの額が必要になっており、米価変動の事情によっては、幕末期に特に顕著にみられたように、さらに多くの流動資本を

第五節 酒造業の発展

表 157 酒造仕込み流動資本の投入状況 (弘化3～4年(1846～47))

時 期	米購入費	薪 糧 購入費	労賃	運賃	雑費	合計	比率
	貫 匁	貫 匁	貫 匁	匁	匁	貫 匁	
弘化3年11月	429	630	157		74	1,290	1.9
12月	40,120	1,045	1,752	159	655	43,731	64.6
弘化4年1月		317	843		72	1,232	1.8
2月		1,073	470		168	1,711	2.5
3月	295	3,004	188	552	136	4,175	6.2
4月		464	52		64	580	0.9
5月	142	2,158	93	119	347	2,859	4.2
6月	152	658			71	881	1.3
7月	186	1,135	212	33	437	2,003	2.9
8月	636		7	833		1,476	2.2
9月		924	307		372	1,603	2.4
10月		2,122	88		17	2,227	3.3
11月			80	96	3	179	0.3
12月		69	78	2,968	612	3,727	5.5
合 計	41,960	13,599	4,327	4,760	3,028	67,674	100.0
比 率(%)	62.0	20.1	6.4	7.0	4.5	100.0	

資料：「辰馬字一家文書」

充用しなければならなかった。

流動資本の 酒造業では、流動資本の投

入状況 入額は、時期によるかたよ

りが大きい。この点を見るため、史料の制

約上から同じ灘酒造業につらなる今津郷

(鳴尾村)の辰屋与左衛門の弘化三年(二八四

六)の「酒造勘定帳」によって、月別に生

産費目を整理し表示したのが表157である。

これは造石高四五四石余の中規模の酒造

経営の事例であるが、その生産費目別割合

は米購入費六二%をはじめ前述の嘉納家の

大経営の場合とほぼ同じ比率となっている。

さて、月別投入状況についてみると、酒

造仕込の始まる十一月と十二月の二カ月で

全支出額の実に六六・五%が投下され、つ

いで一月から三月までの一〇・五%を合わ

せると、全体の七七・〇%が酒造仕込工程

期間のうちの最初の五カ月間に集中的に投入されていることになる。そして全生産費中の六二%を占める酒造米購入費が、この十一月と十二月に一挙に投入されている。その後仕込工程期間の完了する四月以降は、江戸積のための酒樽購入費が主なもので、四月から十二月までの九カ月間に二三・〇%となっている。

ここに改めて酒造業における原料米の占める重要性が確認される。従って流動資本の投入は、十一月と十二月に集中するという意味で、仕込の開始に当たっては一時に多額の資本を準備しておかなくてはならない。しかもこの資本の還流のためには、後述するように最低一カ年半を必要とするとすれば、酒造経営における資本の回転が改めて問題となってくるのである。

**酒造米の購 入と選択** このように酒造業における原料米は、生産費中に占める比重も大きく、かつ短期に購入しなければならぬから、酒造家にとっては重要な意味をもっていた。地酒が主として地主の作

徳米（小作米）の加工業としての性格を強く有していたとは異なり、灘酒造家の場合は購入米に依存せざるを得ず、その点では、灘地方が大坂および兵庫津の米穀市場に近接して、自由に酒造好適米を選択することができた立地条件が、江戸積酒造地として灘酒造業発展の一要因をなしていたといえる。

その様子を天明六年（一七八六）の御影村嘉納治兵衛の酒造米購入例でみてみよう（図41・付表30）。産地別では、播磨米が全体の六〇%を超え、播磨米に大きく依存している点が注目される。次いで備前米が二六%で二番目に多く、他は一〇%以下で摂津米・淡路米・北国米の順となる。

またその購入地は大坂が五一・八%と過半数を占め、ついで兵庫の三三・〇%で、この大坂・兵庫で全体の八四・八%となり、次の尼崎・明石について地元御影村も三・七%を占めている。ここでも購入場所は庄

第五節 酒造業の発展

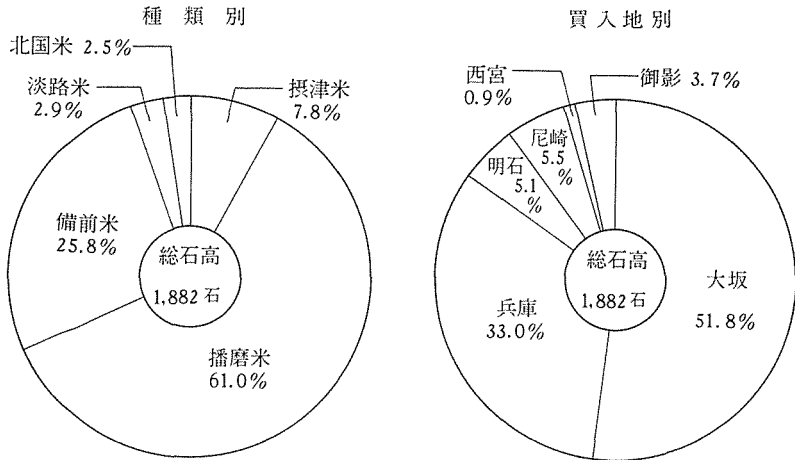


図 41 天明6年嘉納治兵衛の酒造米購入状況

倒的に大坂・兵庫津に集中して、全国的な米の集散市場としての大坂・兵庫津に近接している灘目の有利さを実証している。

次に購入米の価格をみるため、飛躍的発展期に当たる文化十三年の今津郷南組の小豆島屋才右衛門の購入例を示したのが、表158である。購入米八五二石のうち淡路米四〇石、備前米八石を除いた残りは全部摂津米・播磨米で、全体の九四・四%を占め、摂・播米への集中が著しい。まず酒造米と飯米の価格は、前者が石あたり銀七一匁三分に対し後者は銀五七匁五分で、酒造米の方がかなり高価であることがわかる。しかし酒造米についても、平均銀七一匁三分を超える産米は、一橋米・鳥井米・金谷米・和泉様米など大名蔵米であり、越木岩などのような周辺農村からの地廻り米は、いずれも平均米価以下の価格となっている。最高は和泉様米銀七九匁三分であり、最低は地廻り米の上新田米銀六一匁八分で、両者間で銀一七匁五分という大きな値開きとなっている。このような価格差の存在は、配米、掛

表 158 文化13年(1816)小豆島屋本店の  
酒造米購入価格

	銘柄	購入米量	比率	購入銀額	石当り 米 価
		石	%	貫 匁	匁
酒 造 米	姫路米	231.94	27.3	16,106	69.4
	一橋米	200.50	23.6	15,113	75.3
	岸米	91.08	10.7	6,344	69.6
	家原米	67.83	8.0	4,641	68.4
	鳥井米	60.00	7.0	4,650	77.5
	金谷米	50.00	5.9	3,690	73.8
	淡路米	40.00	4.7	2,862	71.5
	和泉様米	12.00	1.4	952	79.3
	備前米	8.00	0.9	538	67.2
	越木岩米	60.00	7.0	3,949	65.8
	上新田米	12.00	1.4	742	61.8
	夙米	10.00	1.2	628	62.8
	津門米	3.60	0.4	244	67.7
	小林米	1.00	0.1	64	64.0
内作米	1.47	0.2	95	64.6	
年貢米	1.68	0.2	105	62.5	
	合計	851.10	100.0	60,723	71.3
飯 米	肥前米	17.88	27.0	960	53.6
	柴田米	17.79	26.9	1,200	67.4
	小島谷米	30.54	46.1	1,652	54.0
	合計	66.21	100.0	3,812	57.5

資料：「鷲尾家文書」

米の差の反映とみられ、特に配仕込工程で使用される配米は、掛米に比較して高い値段で買い求められていたことがわかる。

灘目米仲買による出買直買 このように酒造米は摂播米への依存度を高めていたが、その購入方法は大きく大坂・兵庫文化頃からの発展期には、直接灘目在地の米仲買商人による酒造米の出買・直買が積極的に行われるように

第五節 酒造業の発展

表 159 武庫・菟原・八部3郡酒造家の酒米買入れ場所（天保7年(1836)）

買入れ場所		酒 造 米 種 類
直買の地廻り米		高槻米・淀米・麻田米・永井米・一橋米・水無瀬米・鷹丸米・閑院米・安部米・土井米・弾正米・阿部米・有馬田安米・三田米・近在百姓作徳米
播磨	高 砂	金谷米・八木米・家原米・高木米・三草米・尼播州米・姫路米・柳米・柏原米・鳥居米・田安米・淡河米・丹州亀山米・丹州篠山米・明石三木米・一橋米・清水米・鈴木米
	明 石	明石米
	網 干	林田米・龍野米・新宮米・仲野米・一橋米・田安米・安路米・山崎米・佐用米・三日月米
	赤 穂	若狹野米・平福米
和 泉	岸和田米・淀米・博多米・高木米・清水米・田安米・一橋米	

資料：「御影酒造組合文書」

なった。

その契機となったのが文化三年の勝手造り令であり、そのとき酒造米の出買・出売が幕府によって公認され、酒造米購入への灘酒造家の積極的な進出が図られた。そして文化十年十月には、大坂・兵庫・西宮をはじめ、次の一九カ所からの直買・勝手買が認められるようになった。

尼崎町内 大坂町内 兵庫町内 西宮町内 脇浜村  
 大石村 魚崎村 東明村 御影村 新在家村 走水  
 村 稗田村 伝法村 住吉村 深江村 青木村 神  
 戸村 ニツ茶屋村 河原村

その後、天保期に入ると米価が再び高騰し、幕府はこれに対処して大坂・兵庫津への廻着状況を重視し、天保七年の酒造統制令をきっかけに、酒造米購入の出買・直買については、大坂・兵庫津以外からの購入分を届け出るように命じた。しかし、このときすでに大坂・兵庫津での酒造米買入量は相対的に低下し、灘酒

造業はその自主的展開のなかで、大坂・兵庫津への依存から脱却しようとして試みていた。表15は兵庫・菟原・八部三郡村々酒造家から上申した近国・近在よりの直買の酒造米産地とその買入場所を示したものである。もちろんこのほか、遠国からの廻着直買分もあるが、幕末期になると播磨米・摂津米など地元米への集中度を一層強めていった。

しかしこの直買分にしても、酒造米の多くは領主米であることに変わりはなく、灘酒造業の性格それ自体は、依然として領主米加工業であり、むしろ灘酒の醸造法に適した良質米の選択とその集中度をますます強めていったのである。

酒造経営と

酒造家が経営者として、酒造資本の運動そのものなから収益性を問題にし、原価構成へ

酒造勘定帳

の関心を示すとき、必然的に経営内容の数的把握を試みようとする。なかでも灘酒造業が文化・文政期に飛躍的な発展期を迎え、酒造経営が急速に拡大してゆくときはなおさらで、そうした企業者の関心は、やがて合理的な計算に基づいた複式簿記へと経験的に体系づけられていった。

一般に近世の帳簿組織は未完成であり、いわゆる「帳合の法」は幕末期にいたって漸く本格化してゆくといわれているなかで、灘酒造家の帳簿への関心は、かなり早い時期から高まっていたといえる。特に、灘酒造家群のなかでも有力酒造家であった御影村の嘉納治郎右衛門は、すぐれて複式簿記の原理に則した一連の勘定帳＝帳簿を今日に伝えている。現存するのは、寛政八年から幕末までの各蔵別の「酒造勘定帳」、嘉納家全体の経営状況を明らかにした文化十三年以後二二カ年間にわたる「勘定帳」「店卸帳」などである。

まず個別蔵「勘定帳」のうち文化十二年前蔵の分をとりあげてみよう。ここでは酒米・薪代・運賃・樽代

第五節 酒造業の発展

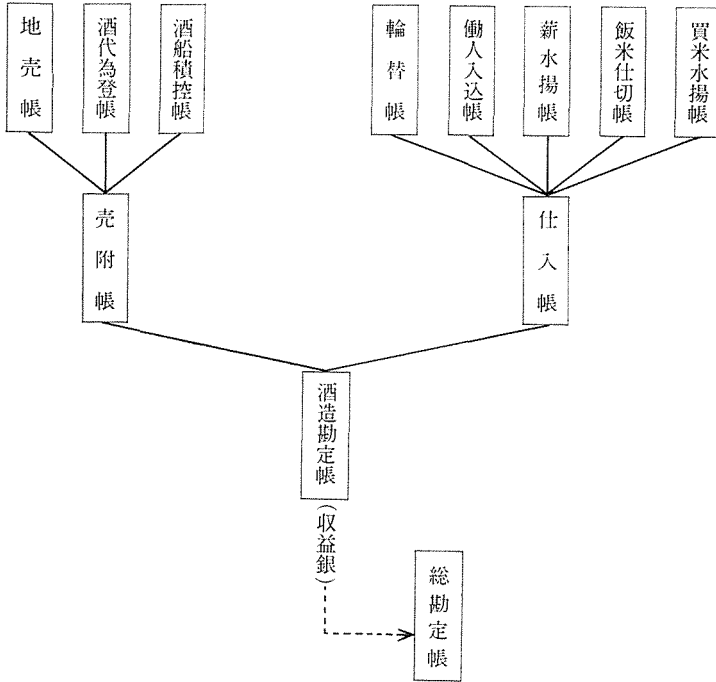


図 42 酒造勘定帳の作成過程

などの酒造仕込入用銀が生産費別に計上され、それから製品(酒)の販売高および付随物たる生粕・糠代・小米代を差し引いて徳用銀(収益銀)が算出されている。この元帳としての機能を果たしている酒造勘定帳が成立するまでには、おそらく図42に示したような補助帳簿として買米水揚帳・飯米仕切帳・薪水揚帳などが記帳され、それから仕訳帳としての仕入帳・売付帳をもとにして、勘定計算書としての酒造勘定帳へと帳簿系列が整備されていったものと考えられる。そして最後に徳用銀一二貫余に対し、配数一三〇・五から一配につき銀九七匁四分三厘の徳用銀を計算し注記している。その日付は翌々文化十四年三月に及んでいる。



表 160 文化12年(1815)嘉納治郎右衛門前藏「酒造勘定帳」の損益計算書

損 失		金 額	利 益		金 額
酒薪運踏樽筵諸冬夏飯菜敷	米代賃賃代	78.077.63	生 粕 代	買 匁	7.388.35
		2.194.50	糠 代 代		1.630.09
		8.719.86	小 米 代		337.92
		2.363.00	小 計		9.356.36
		17.077.00	地 売 分		
		1.644.90	板屋半兵衛		166.62
	入賃賃	1.759.15	山路孫兵衛		2,200.37
		2.097.75	小 計		2,366.99
		488.50	江戸積分		
		1.982.01	小西利右衛門		5,909.77
	475.50	小西甚兵衛		52,894.57	
	3,000.00	伊坂市右衛門		6,704.57	
小 計	119,879.80	加勢屋利兵衛		39,628.26	
		丸屋六兵衛		15,734.28	
徳 用 銀	12,715.00	小 計		120,871.45	
合 計	132,594.80	合 計		132,594.80	

資料:「本嘉納家文書」

- (2) 徳用銀が、文化十三年の「勘定帳」には「前藏徳用」として計上されている。酒造仕込みの副産物としての生粕・糠・小米は、生産費のなかの控除分として考え、実質的には総生産費からこれを差し引いたものを、生産費としている。したがって原価構成を考える場合には「一配に付何匁」というのは、副産物売却分を控除した生産費に対しての割合となっている。酒造蔵勘定帳では仕込銀として生産敷銀は蔵敷銀とか宿賃とも書かれ、酒造蔵の減価償却費である。

これから特に次の三点が注目される。

- (1) 文化十二年に仕込まれた酒が翌年に販売され、その代金仕切決済は翌々年の文化十四年三月で、原料米の購入から委託販売として江戸酒問屋へ送られ、その売上金の回収までに足掛け三年、正味一年半を要している。そして次にのべる同家の「(総)勘定帳」への転記の際には、「前藏酒造勘定帳」の文化十二年の

費(出費)の部に計上されている。それはこの帳簿が蔵単位に徳用銀を算出し、一配当たりの原価計算を主要目的とするためである。

いまこの帳簿を整理し、損益計算書としてまとめたのが、表160である。こうして酒造蔵勘定帳は各蔵の収益または損失銀の勘定計算を目的として記帳され、生産資本への投資額に対する収益率と原価計算を行い、徳用銀または損銀と生産費それぞれについて、「一配に付何匁」という割合を算出している。酒造経営の担当者、このような経営分析を通して合理的な酒造経営のあり方を指向し、経営にたずさわる企業家としての営利性を追求しているのである。

**総勘定帳と 経営収支** 嘉納家では、このような各蔵別の酒造勘定帳を基礎に、酒造経営のみならず田地徳用や貸付銀利息を含めた全経営内容にかかわる帳簿として総勘定帳・店卸帳を作成している。これは

嘉納家の年間の利潤・利子・地代などによる損益を貨幣額で集計し、同時に貨幣支出と差引して年間の純損益増減を計算したもので、いわば総勘定帳は「損益計算書」、店卸帳は「貸借対照表」の機能を果たしている。このために先にふれた敷銀は、酒造勘定帳では収益銀に対立して支出費目に計上されているが、総勘定帳では収入銀として計上されているのである。この関係を図示すれば、図43の通りである。

さて、文化十三年の総勘定帳と店卸帳を、それぞれ損益計算書と貸借対照表で表示したのが、表161・162である。総勘定帳の延銀(あるいは損銀)は、いわば貨幣の流れとしてフローからみた経営状況を表しているのに対し、「正味」の棚卸し評価から算出される店卸帳の延銀(あるいは損銀)は、一定期間の資産状況を表しているストックの増減とみなされる。従って原則的には両帳簿に計上されている延銀ないし損銀は一致する

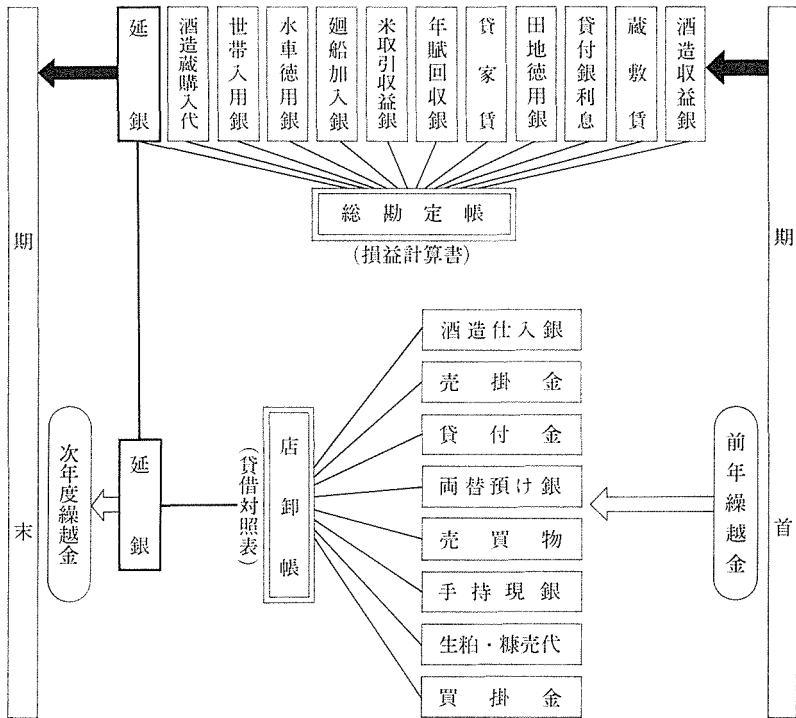


図 43 嘉納治郎右衛門家の総勘定帳と店卸帳

はずであるが、現実的にはほとんどそれは不可能で、文化十三年についても、総勘定帳の延銀が一六貫七七匁(表11)、店卸帳のそれは一八貫一六〇匁(表12)で、やむを得ない不整合となっている。

こうした帳簿組織を理解したうえで、まず文化十三年から天保八年に及ぶ総勘定帳を整理して、営業部門別の徳用銀(収益銀)を表示したのが、表13である。まず文化十三年については、酒造徳用銀が三蔵で七四貫目余、これに次いで廻し銀利息(貸付利銀)が五貫目余、さらに酒造関連部門として水車徳用銀一貫目余があり、その他一括して廻船加入徳用・年賦償還銀・

第五節 酒造業の発展

表 161 文化13年(1816)本嘉納家「勘定帳」の  
損益計算書

損 失	金 額	利 益	金 額
世帯入用銀	貫 匁 11.839.57	酒造徳用銀	貫 匁 64.197.55
酒造蔵購入費	57.155.70	貸付銀利息	5.664.41
小 計	68.995.27	田地徳用	306.83
		貸家賃	310.90
延 銀	16.077.06	年賦償還銀	1.677.20
		米売買徳用	1.028.54
		廻船加入徳用	460.45
		水車徳用	1.426.45
		敷 賃	10.000.00
		合 計	85.072.33

資料：「本嘉納家文書」

表 162 文化13年本嘉納家「店卸帳」の貸借対照表

借 方	金 額	貸 方	金 額
酒造仕入銀	貫 匁 414.427.61	前年店卸高	貫 匁 552.867.62
売掛金	9.443.58	当年延銀	18.160.09
貸付銀	116.029.35		
両替屋預け銀	15.405.03		
買置分	1.203.90		
手持金銀	14.518.24	合 計	571.027.71
合 計	571.027.71		

資料：「本嘉納家文書」

(1) 貸家家賃・買米徳用・田地徳用などが三貫目余となっている。この嘉納家の全経営収益銀一覧から、次の三  
点が指摘できる。

(2) 嘉納家全経営のなかで、酒造経営からの徳用銀が圧倒的な比重(約八〇%)を占めている。  
しかし、その徳用銀も年によって変動が激しく、天保二年は赤字経営であるのに対し、天保七年は実  
銀六三九貫目という、莫大な利潤をあげている。

表 163 本嘉納家の営業部門別徳用銀一覧

年 代	酒造徳用	藏数	水 車		樽 店		廻し 銀用		その他	総徳用銀	
			徳	用	徳	用	徳	用		徳	用
文化13 (1816)	74.197	3	1.426				5.664		3.781	85.068	
文政3 (1820)	120.919	5	1.555				20.155		2.583	145.212	
〃 9 (1826)	76.733	5	1.749				18.214		2.438	99.134	
天保1 (1830)	264.112	8	1.823		3.864		26.156		△884	295.071	
〃 2 (1831)	△51.924	8	5.612		769		18.649		△1.196	△28.090	
〃 3 (1832)	53.630	8	2.461		1.408		55.354		3.207	116.060	
〃 4 (1833)	486.494	8	1.677		1.092		28.198		7.893	525.354	
〃 5 (1834)	97.407	7	1.700		3.563		22.722		△3.816	121.576	
〃 6 (1835)	20.642	7	1.380		△707		24.411		38.816	84.542	
〃 7 (1836)	639.798	7	1.924		7.944		21.438		18.969	690.073	
〃 8 (1837)	130.762	3	1.046				18.215		5.308	155.331	

(注) △は損銀。

資料:「本嘉納家文書」

(3) その他の経営収益銀では廻し銀利息が毎年一定額の徳用銀(二〇貫目前後)を着実にあげて、酒造収益銀の投機的なのと好対照をなしている。

なおここで(2)と関連して特に注目すべきは、一般に酒造統制の後には徳用銀が多いことである。株改めの天保三年やその翌年が多く、また飢饉で株高千石につき一〇六石という大減石の実施された天保七年などは最高の徳用銀となっている。すなわち酒造統制の実施による造石高の減少と、経営収益率の上昇は、逆比例の関係を示している。このことは、酒勝手造りの時期に、酒造仲間が私的申合せとしても、積留・積控・減石などを実施し、収益率の上昇を図らなければならなかった必然性をも明瞭に示しているのである。

店卸帳と つぎに表163と同じ時期の店卸帳を表示したの資産内容が、表164である。この店卸帳は、一時点(年末)において保有する資産状況を明らかにしたもので、かつその店卸高を前年店卸高から差し引いた額、すなわち延

第五節 酒造業の発展

表 164 本嘉納家の店卸勘定一覽

項 目	文政3年 (1820)	文政9年	天保1年 (1830)	天保3年	天保5年	天保7年	天保8年
	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁
酒造経営分	427.367	517.486	756.142	554.702	714.070	487.992	283.849
米買入分	32.409	69.846	55.778		81.226		
水車内渡し	10.904	13.089	14.170	11.160	8.234	1.699	6.218
江戸酒問屋 残金	27.869	232.984	361.020	300.467	386.635	208.291	401.790
廻し銀	188.690	251.201	375.168	516.693	325.557	238.774	595.035
両替取引	14.873	49.792	36.168	76.369	53.580	280.957	174.034
買置分	7.595	52.056	65.555	70.882	71.648	72.556	58.935
有分(現金)	15.778	86.823	45.731	3.051	174.906	420.903	877.407
店有分(現金)	1.331	1.805	7.728	3.059	4.875	81.935	1.881
その他	4.571		7.700	12.490		589.925	
店卸メ高	781.382	1,274.362	1,725.160	1,548.871	1,820.731	2,383.032	2,399.149
指 数 (文化14年 =100)	125	204	276	248	292	382	385

(注) 店卸メ高は史料記載による。  
資料:「本嘉納家文書」

- 銀Ⅱ収益銀が算出されている。
- まず表164の店卸メ高を各年度ごとに比較してみよう。文化十四年を一〇〇とした指数をとってみると、年を追ってその資産状況が拡大してゆく過程が明らかとなる。文政九年には二〇四と倍増し、天保八年には三八五に増大している。
- ついで店卸帳によって嘉納家の資本運用状況をみると、
- (1) 酒造経営の発展期における同家の流動資本は、文政三年の銀七八一貫匁から天保元年には一七二五貫匁、さらに天保八年には銀二三九九貫匁に増大している、
- (2) この年末現在における流動資本の大体五〇%から六〇%前後が、酒造経営に投入されている、
- (3) その他は短期の利貸(廻し銀)・買米など

に投入されているが、特に資本の回転とも関連して、酒造経営による利潤と貸付資本による利子との有機的な結合が、堅実な経営を存続させてゆく条件となっている、

(4) したがって天保期に蓄積された資本は、必ずしも酒造経営の拡大再生産に投資されることなく、貸付資本ないし現金として保有されている、

(5) そのなかで、年末現在における江戸下り酒問屋に対する問屋残金(売掛金の未回収金)が漸次増大してゆく傾向を示しているが、これは生産資本の投入から貨幣資本として還流するまでの回転期間が延長され、ひいては酒造経営を圧迫してゆく要因となっている、

などが指摘できる。そこでさらに資本の回転期間の問題と、酒造経営における貸付資本との結合の意義についてみてみよう。

#### 酒造資本の回転

資本の回転期間は生産期間と流通期間からなる。生産期間は生産資本の投入期間であり、期間と貸付資本 ほぼ労働期間に相当する。流通期間は、生産資本が市場において商品資本から貨幣資本に再転形して還流してくる期間である。

ところで酒造業においては、労働期間(仕込期間)を一三〇日、輸送に二〇日をあてて、生産期間を一五〇日前後、流通期間は送り荷代金の送金・受取りまでの期間をふくめて七〇日とすれば、あわせて二二〇日前後が資本還流までの回転期間と一応は考えることもできる。しかし実際には仕込期間の最後の火入れ工程のあと、一定期間「甕い酒」として貯蔵されるし、荷主(酒造家)側の送り荷は年間を通じて行われたから、酒造資本の生産期間は、労働期間にさらに貯蔵期間をも考慮に入れなくてはならない。しかも幕末期には下り

酒問屋との取引条件によって売掛金の回収が延長され、荷主の手に「問屋残金」が累積すると、流通期間はさらに長びくことになる。その間の米価や酒価の変動をも考えると、酒造経営における利潤形成には、かなりの投機性と不安定性とが共存していたといわなくてはならない。

このような酒造経営のあり方から、必然的にその資本の一部が、確実な利殖手段としての貸付資本に転用されてゆかざるを得なくなる。酒造資本が貸付機能と結合し、酒造経営のための生産資本部分と、確実に一定の利子を保証する貸付資本部分とに、分散投資されてゆくことが、実は酒造収益の投機性を克服するための必須条件でもあった。

さらに酒造資本が貸付資本と結合する、もう一つの契機があった。それは、最初の送り荷以後、代金が逐次内金として送られてくることである。この内金は、次年度の生産資本として投資されるまで、酒造家の手元に保蔵されることになる。この内金による資本の回収と、その再投資への時間的ズレによって、生産から一時遊離された貨幣資本が、短期貸付資本として機能するというわけである。それが「廻し銀」であり、そこから「廻し銀利息」が生み出される。

なお天保九年以後の嘉納家全体の経営動向は不明である。そこで嘉納家所有の稼働蔵のうち一つの蔵の酒造勘定帳から、その徳用銀のみを抽出したのが、表165である。一蔵の収益銀のみで全体を類推することは危険であるが、文化五年より天保八年までのこの蔵の収益銀は、嘉納家全体の蔵の収益銀の趨勢とほぼ一致している。そのことを確認したうえで、天保九年以降の動向をみると、実はそれまでが好景気であって、高い収益銀を計上していたのが、それ以降、特に弘化〜嘉永期にかけては極端に悪く、連年赤字経営を続けてい



表 165 本嘉納家の蔵当たり酒造収益銀

年 代	酒造収益銀	年 代	酒造収益銀
文化 5	貫 匁 △5.122	天保 7	貫 匁 36.789
6	15.300	8	156.720
9	38.702	9	42.584
10	21.347	10	△906
11	21.413	11	34.983
12	29.788	12	17.455
13	12.162	13	10.841
14	2.494	1カ年平均	33.225
1カ年平均	17.010	弘化 1	△20.405
文政 1	△8.595	2	△17.128
2	27.401	3	△20.931
3	20.216	4	△12.214
4	20.423	1カ年平均	△17.669
5	8.696	嘉永 1	△12.308
6	6.824	2	6.504
7	44.167	3	△7.409
8	3.052	4	9.473
9	10.862	5	△23.319
10	28.015	6	9.417
11	15.339	1カ年平均	△2.940
12	27.474	安政 1	16.499
1カ年平均	16.989	2	20.365
天保 1	△6.724	3	2.300
2	3.616	4	△7.263
3	50.299	5	24.413
4	8.730	1カ年平均	11.262
5	9.344		
6	68.194		

(注) 文化5年より嘉永4年までは中蔵、嘉永5年より安政5年までは新石屋蔵。  
△印は損銀。

資料:「本嘉納家文書」

ることが判明する。天保期を境として幕末期にかけて灘酒造業が停滞してゆく状況が、この一酒造家の酒造経営を通してみても明らかとなる。

## 6 灘酒の販売機構と江戸下り酒問屋

江戸酒問屋の成立

江戸へ向けて船積みされた灘酒は、江戸新川の酒問屋によって売りさばかれた。この江戸の酒問屋は後に下り酒問屋と地廻り酒問屋とに分かれるが、地廻り酒問屋は関東周辺(いわゆる関八

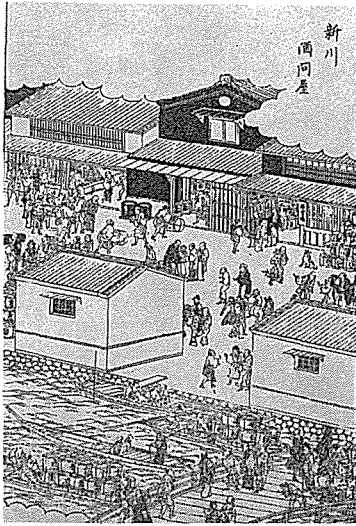


写真 138 江戸酒問屋の繁盛  
 (『江戸名所図会』)

州)の酒を取り扱い、下り酒問屋は上方および東海地方から江戸積みされた、いわゆる「下り酒十一ヶ国」なかんずく摂泉二国の酒を売りさばいた。

この下り酒問屋は、慶長四年(一五九九)に伊丹近在の山中勝庵によって「駄送り」されたという鴻池家の家伝にもあるように、荷主＝酒造家自身の直売から出発したものである。それが、やがて江戸入津樽が増加するに伴い、上方酒造家が江戸店を設けて手酒の一手販売をするようになった。酒造株の設定をみた明暦三年(一六五七)には、すでに米問屋、材木問屋、油問屋、塩問屋などともに、酒醬油問屋が結成され、上方からの下り酒は必ずこの酒醬油問屋の手を経て販売するといった、問屋の間での申合せがなされていた。

延宝三年(一六七五)になると、問屋同士のなかで規律を定め、同八年には「酒問屋寄合」と称する同業仲間の結成がみられ、やがて天和三年(一六八三)には、江戸のなかでも瀬戸物町、中橋町、呉服町、青物町の四町を基本とした同業集居の形で、新川界隈の四町に酒問屋が軒を並べて店を構えるようになった。そこでは各町に当番を置いてこれを「四町当番」と呼び、公私の一般庶務はもちろん、荷主・仲買との往復、問屋間の酒荷調整にあたり、蔵敷口銭として売上代金の五歩(のちに六歩)を徴収した。こうして後の下り酒問屋仲間仕法がほぼ確立していったのである。

江戸十組問屋の

元禄七年（一六九四）、江戸市中間屋を結集して十組問屋が結成された時、酒問屋も酒店

結成と酒店組

組として加入した。その後元禄十六年には、下り酒問屋は瀬戸物町組三〇軒、茅場町組

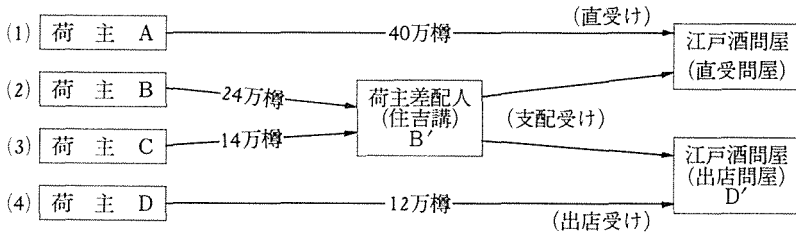
四八軒、呉服町組三四軒、中橋町組一四軒の合計一二六軒あり、さらにこの酒問屋と小売酒屋との間に介在する酒仲買は四二軒を教え、井原西鶴が「軒をならべていまの繁昌」と描写したような盛況を呈していたのである。

そして、この時点ではすでに荷主である酒造家から江戸酒問屋―酒仲買―小売酒屋へという下り酒の販売ルートができあがっていた。ただこの下り酒を一手販売する酒問屋には、酒問屋として自立して上方荷主よりの下り酒を引き受ける「古来よりの問屋」と、上方荷主の outlet として存在する「出店問屋」の二系統があったが、その異なった系譜をもつ酒問屋も、元禄期の幕府の酒造統制と江戸問屋仲間の流通機構の整備を契機として、十組問屋仲間の酒店組へと統合され、また幕府によって掌握されていたのである。

この江戸酒問屋の構成について注目すべきは、下り酒の銘醸地たる上方酒造家の出店問屋が多かったという点である。とくにそのなかでも、元禄期に最盛期を迎えていた伊丹・池田・大坂の下り酒屋の出店が多く、例えば伊丹の豊島屋・上島屋・丸屋・大鹿屋・稲寺屋・津国屋・小西屋・紙屋・惣（加勢）屋・池田の大和屋・万願寺屋をはじめ、大坂の鴻池屋・鹿島屋と伝法の岸田屋などがあげられる。なかでも下り酒の元祖と自称する鴻池屋の屋号をもつ店は、当時すでに九軒を数えるという多さであった。

このようにして、江戸下り酒問屋の出自は、上方の荷主である酒造家の場合が多く、問屋はその荷受機関として発展してきた特質をもっている。それだけに酒問屋に対する荷主すなわち酒造家の自主性が強く、一

第五節 酒造業の発展



資料 『灘酒沿革誌』

図 44 直受け・出店受け・支配受け一覧

表 166 下り酒問屋  
軒数一覧

年代	軒数
元禄15年(1702)	126
正徳 5年(1715)	110
元文 2年(1737)	72
宝暦 6年(1756)	84
天明 8年(1788)	52
寛政 5年(1793)	45
文化 6年(1809)	38
天保 4年(1833)	36
嘉永 4年(1851)	33
慶応 1年(1865)	26

資料: 『灘酒沿革誌』、『東京酒問屋沿革史』ほか

いま明和六年(一七六九)の上方から江戸への入津樽九〇万樽のうち、どのようなルートで江戸酒問屋へ受荷されていたかを示したのが、図44である。

般に下り酒が問屋の仕入れ荷物(注文荷物)ではなく、送り荷物(委託荷物)であったということも、その端的な証左といえよう。

下り酒問屋 元禄期を過ぎると、やがて新たな灘目三郷の新興酒造地がと住吉講 下り酒競争のなかに参入し、それを荷受する酒問屋も新たな競争体制に巻き込まれていった。こうして下り酒の流通機構にも変化が起こった。その一つは酒問屋数の減少であり(表166)、他は下り酒の販売ルートに次の二つの経路ができたことである。すなわち上方荷主 ↓江戸酒問屋という従来からの経路と、上方荷主 ↓上方酒造家支配人(または目代) ↓江戸酒問屋という新しい経路である。前者を「直受け」(荷主側からみると「直送り」といい、後者を「支配受け」(荷主側からみると「支配送り」といった。

これによれば問屋の受荷状況は次の四つのルートから成り立っていた。

- (1) 問屋が荷主より直接送られてくる酒荷を受ける「直受け」荷物―四〇万樽
- (2) 問屋が荷主の江戸支配人を通して送られてくる酒荷を受ける「支配受け」荷物―二四万樽
- (3) 問屋が他の荷主の江戸支配人を通して送られてくる酒荷を受ける「支配受け」荷物―一四万樽
- (4) 荷主と直結している出店問屋が直接酒荷を受ける「出店受け」荷物―一二万樽

以上四つのルートのうち、とくに元禄期以降にみられた顕著な変化としてあげられるのが、この支配人送り、つまり支配受けであった。この支配人（または差配人ともいう）は、荷主である酒造家側から派遣された者で、江戸に常駐し、荷主と問屋との間に介在して、酒荷のさばきに深くかかわったが、これは、いわば元禄期までの江戸出店問屋に代わる、荷主の問屋に対する自主制強化の表れでもあった。この江戸支配人は、仲間寄合をつくり、住吉講と称したので、住吉講支配人とも呼ばれた。

荷主が江戸に支配人を常駐させた理由は、元禄期以降新たに下り酒主産地に加わった酒造家にとっては、すでに江戸酒問屋の販売体制が固定化されていて出店問屋をもつことができなかつたためである。そこで、自己の手酒を有利に江戸市場で販売してゆくために支配人を送り込んだもので、その職務は、江戸市場における市況や問屋の信用度を調査して、酒問屋を選択することや、酒荷代金の集金と荷主への送金といった業務まで含まれており、江戸における荷主側の販売業務一切を委託されていた。つまり荷主の江戸出先機関であり、江戸駐在員であったといえよう。明和・安永期から寛政期の段階においても、形態としては下り酒が委託販売という問屋まかせの商法であったとはいえず、荷主が問屋を自由に選択できたということは、問屋同

第五節 酒造業の発展

期 新酒番船 → 古酒積切	受 荷 手 続	仕 切 手 続 問 屋 → 荷 主
9, 10月 → 翌年9, 10月 * 1		「入船覚」
翌年1月6日 * 3 (内金)		「売附覚」
翌年12月 * 4 (仕切)		(内金)
		「仕切状」 (銘柄ごとに) 「仕切目録」

(注) 表中は享保期ころまでの慣行、明和・天明期以降は

\* 1 は10, 11月→翌年10, 11月

\* 2 は50日

\* 3 は翌年2月

\* 4 は翌々年2, 3月

となる。

図 45 受荷手続と仕切手続

士を互いに競争させて、荷主に対して有利な取引条件を取り結ばせることにもつながり、その限りにおいて、問屋に対する荷主の自主性が貫徹していたのである。

送り荷仕法 さて灘酒が船と仕切仕法 積みされて江戸下り酒問屋の酒蔵に収められるまでの荷主―問屋間での手続きを表示したのが、図45である。大坂伝法八軒・西宮六軒の樽廻船問屋によって樽廻船に船積みされ、江戸へ廻送された酒荷は、江戸の樽廻船問屋（井上重次郎）の差配によって、品川沖で樽廻船から

瀬取船(茶船)に積み替えられ、新川の酒問屋の蔵の前まで運ばれる。そこで下り酒問屋は船頭の持参してきた送り状と照合して蔵前改めを行い、員数と重量を精査したあと、酒荷を引き受ける仕組みになっていた。酒問屋はこの蔵前改めの手続きが終わると、直ちに荷主である酒造家に対して「入船覚」を送付した。

「入船覚」は、具体的には銘柄と駄数、江戸入津月日および廻船問屋と船頭名が明記されていて、海上無事江戸へ入津して酒問屋の手元に届いたことを荷主へ報告したもので、もし難船の場合にはその旨が書き添えられた。

酒荷を受け取った江戸酒問屋は、早速酒仲買へ売り渡す。この時、酒のでき柄や風味によってその時々相場が酒価がつけられる。酒問屋は仲買へ売り付けた売立値段を荷主へ通知する。この通知書が「売附覚」である。売附覚は原則として入津日より五〇日目に荷主の元へ届けられることになっていた。この売立値段は次に述べる仕切状では自動的に仕切値段として記載されるのである。荷主はこの売附覚の報告をうけて、はじめて自己の手酒の販売価格を知ることができたのである。また入津日から売附覚までの五〇日という期間は、酒荷が江戸酒問屋へ受荷されてから五〇日間は荷主の責任で、もしその間に変酒・腐敗酒ができたときは荷主の負担(損失)となり、それ以降は問屋の責任と定められていた往時の慣行によるものであった。しかも問屋が酒仲買へ引き渡したあと三〇日の間に、もし変酒・腐敗酒があれば、問屋はそれを荷主の責任に帰することができる。この慣行は「足請の制」とか「足持の受合」とよばれた。

売り付けが終わって三〇日を経過すると、酒問屋は酒荷代金を荷主へ送金する。この送金順序には「内金」と「仕切」とがあり、送金方法として「為登」と「為替」とがあった。内金とは代金の一部を送金すること

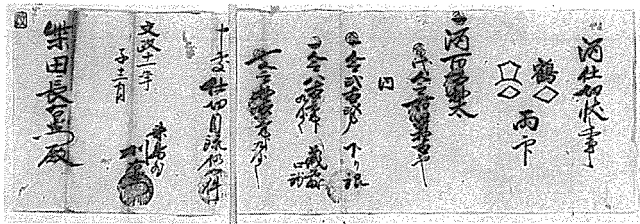


写真 139 江戸問屋仕切状

で、最終的に決済するのが仕切である。また飛脚によって現送されるのが為登で、江戸と大坂の両替商の間で手形決済されるのが為替による送金方法である。

この代金支払いが遠隔地市場を販路とする下り酒の場合は重要で、酒造資本の回転と酒造経営の動向を左右する決定要因となってくるのである。この代金支払期限については、元禄期にはすでに売附寛のあと三〇日目に代金の一部を内金として送金するのが一応の原則となっていた。しかし後には五〇日という線で妥協点を見出していたが、代金授受をめぐっての荷主対問屋の対立は、やがて幕末期に深刻化してゆくのである。何回かの内金がなされたあと、次の仕切目録によって最終的に酒荷代金が決済される。

新酒番船(寛政期で九、十月頃)に始まって、翌年の古酒積切(九、十月頃)まで、酒荷は順次問屋へ積み込まれ、その都度問屋は「入船寛」「売附寛」をもって荷主に通知する一方、それに応じて順次代金は内金として送金されてゆく。そして最終的にこれらを一括して問屋が荷主に提出するのが「仕切状」、または「仕切寛」(仕切書)であり、「仕切目録」である。

仕切状では、銘柄ごとに売附寛に記載されていた売附値段がそのまま仕切値段として計上され、中間報告として、この仕切代金から下り銀(一〇駄につき銀一〇匁)と問屋蔵敷口銭(八歩、のち六歩)が控除され、この残額が正味仕切代金として計上



表 167 下り酒問屋新旧軒数の変遷

(単位: 軒)

年 代	軒 数	継続して 営業の者	新規に 業者	廃業者	寛政6年よ り継続の者
寛政6年(1794)	45				
文化8年(1811)	38	34	4	11	34
天保4年(1833)	36	33	3	5	31
嘉永4年(1851)	33	25	8	11	22
慶応1年(1865)	26	26	0	7	18

資料: 「白嘉納家文書」ほか

される。仕切目録は一年間の酒荷代金を総決算する意味で、正味仕切代金から内金(為登か為替で送金した分)と送金手数料(為登賃、上金撰打)が差し引かれ、決済されるものである。もし前年仕切目録の過上金(問屋の支払超過金)があれば、さらにそれも差し引かれ、その残金はこの時点で送金してゼロとするか、次年度へ繰り越される場合もある。これで一切の仕切手続きが完了する。入津覚より仕切目録まで、順調にいつて最低一年二、三カ月の期間を要することになる。それが売掛金の形で累積されてゆく幕末には、改めて委託販売による下り酒の取引慣行が問題となるのである。

**荷主対問 屋の対立** 元禄期の一二六軒の酒問屋は、前掲表166に示したように、元文期には一挙に七二軒にまで激減し、さらにそれ以降においても減少

を続けている。上方からの下り酒の受荷機関として始まった酒問屋も、内部的にはそれだけ激しい競争を繰り返してきたといえる。そして文化六年(一八〇九)には幕府によって問屋株が公認され、株数も三八株に固定された。しかし表167にみるように、限られた問屋株三八株をめぐる、やはり問屋内部の目まぐるしい変動が続いている。とくに寛政改革期のと、文化期と天保改革前後に、新規業者と廃業者の交代が著しい。寛政六年(一七九四)の四五軒のうち、慶応元年(一八六五)まで継続した問屋は一八軒で、その三分の一にしかすぎない

ことは、文化六年に問屋株の設定をみたとはいえ、内部的には新旧交代の激しさを如実に示している。そこでまず寛政期の動きに注目してみよう。

天明六年（一七八六）の減釀令に続いて同七年にも三分の一造り令が布告されて、江戸へ入津する酒荷が減少し、酒問屋にとっても致命的な打撃を被ることになった。酒問屋四八軒と小売屋一同が連署して、前年の半石造りで江戸市場では酒が払底し、今年また三分の一造りとなつては、酒問屋はじめ酒小売人一同はいよいよ「渡世難波」と、江戸町奉行所に愁訴したのが天明七年である。この時江戸入津樽数は、統制前の天明五年の七七万樽から同八年の六〇万樽にまで減少している。入津樽数の減少は問屋の荷受競争を激化させる。その結果問屋内部で相争い、同士打ちの共倒れといった事態も招きかねない。そこで問屋仲間は互いに話しあつて解決しようとする妥協策が案出された。それが融通受仕法であり、調売附仕法である。

#### 調売附仕法と

寛政元年に下り酒問屋總會において、従来の家別売附仕法をやめ、新酒番船後からは調売

#### 融通受仕法

附仕法にあらためることが申し合わされた。その主たる内容は、(1)入船荷物を水揚げする

際に行う点検を厳重にし、酒風味に応じて酒価の格付け（極上酒、上酒、中酒、下酒）を行う、(2)直受問屋の荷物は、各自の売附値段を問屋全体で調整し、その中済値段（平均値段）をとつて荷主への売附値段とする、の二点である。

その意図するところは、これまでの荷主と問屋との個別的な家別売附仕法をやめて、問屋申合せの調売附値段、つまり問屋の協定価格によつて酒価を一定とすることにある。さらに寛政改革の過程で、幕府は従来酒造制限令とあわせて、新たに入津樽統制（下り酒一カ国の地域限定と入津樽数を四〇万樽に抑える御分量当

高の数量制限）を実施した。しかし、その翌寛政五年に下り酒問屋仲間は摂泉十二郷酒造仲間に対し、前述の調売附仕法に加えて、今度は各問屋の荷受高を一定とする融通受仕法を実施すると要求したのである。

調売附仕法は問屋の協定価格であるのに対し、融通受仕法は各問屋の荷受高を問屋間で調整しようとする数量制限である。自由な価格のもとに互いに問屋を競争させて荷受けさせようとするのが、送り荷仕法を慣行的に踏襲してきた荷主である酒造家側の立場である。したがって調売附、融通受の両仕法実施の要求に対して、摂泉十二郷では当然つぎの二点をあげて反論した。

(1) 酒荷は注文荷物ではなくて送り荷物であるものを、荷主とこれまで取引関係のない問屋へ、仲間の一方的な決定で勝手に送り荷されたのでは、送り荷（委託販売）仕法の趣旨に反する、(2) 入津高が四〇万樽に統制されているため、四五軒の間屋へ割り当て融通することであるが、すでに元禄期には一〇〇軒の間屋が九〇万樽を、また宝暦十一年（一七六一）には八四軒の間屋で七〇万樽を、受荷してきた過去の実績からみて、今回も四五軒の間屋で四〇万樽を受荷できないはずがない、問屋一同の「実意専一」の取り計らいであれば、自然と平等に受荷できるようになる、というのである。

要するに調売附仕法も融通受仕法も、ともに問屋の自由な競争をやめて、一方は酒価を、他方は取引数量（荷受高）を問屋側の主導権のもとで取り決め、荷主に対して問屋支配を強化しようとするものであった。これを契機として荷主対問屋の関係は、共存から対立へと展開してゆくのである。

#### 下り酒問屋株の

#### 公認と浦賀積

このような下り酒問屋の動きに対し、荷主側では摂泉十二郷酒造仲間の結束によって、あくまで下り酒の「荷主の自主性」を固守し主張し続けた。そして荷主対問屋の対立が

進むなかで、下り酒問屋は、すでに勝手造り期に入った造石増大を前にして、文化六年幕府へ問屋株三八株の公認を、冥加金の上納とともに願ひ出た。これは、江戸問屋仲間の独占強化をはかる杉本茂十郎の指導のもとに、問屋仲間の結束をはかったものである。そのため酒問屋も改めて菱垣廻船積仲間に加わり、十組問屋仲間の一翼を担うことになった。この時の下り酒問屋の冥加金一五〇〇両は、十組問屋仲間の冥加金総計八一五〇両のうちでも最高の額を占めていた。

十組問屋では酒問屋に対し、(1)冥加金は各自の荷物引受高に応じて一〇駄につき銀二匁五分の割合で徴収するが、不足のときは追加徴収する、(2)一年に荷受高が二五〇〇駄以下の間屋には金四〇両ずつ配当割戻しをする、(3)この冥加金は酒造元や小売屋へ転嫁してはならない、などを申し渡している。こうして酒問屋も、幕府権力によって営業権が保証されることになり、新規営業者の出現を阻止して、荷主に対する問屋の流通独占をはかろうと策したのである。

事実その二年後の文化八年には、酒問屋は仲間内部の受荷の「片寄り」を是正することを理由に、再び融通受と調売附の両仕法を要求してきた。それは、受荷高一万駄につき三〇〇駄の割合で、受荷高の少ない問屋へ融通し、売附値段を荷主一軒ごとに一定としようとするものである。「荷主の自由に相成らず」とする問屋と荷主の対立が深まってきたことがわかる。

そのため文化年間には酒造仲間の側でも、積極的に積留・積控・減造の仲間申合せを行うことで、積荷過剰ぎみの江戸市場の調整に乗り出してゆくのである。

しかしより積極的な問屋に対する荷主の対応は、浦賀積、すなわち浦賀付近での荷さばきを展開すること

にみられた。文政二年（一八一九）、酒問屋は、この動きをとりあげ、四、五年前から上総・相模神奈川・品川などで不当な商法がみられるが、浦賀はもともと江戸酒問屋の既得市場であるから、摂泉十二郷で取り締まるべきであると奉行所へ訴え出ている。これに対して摂泉十二郷では、浦賀積ならびに道売（途中売）は、江戸積一紙送り状以外の分であって、とうてい十二郷では取り締まることができないと答えている。これは「大イニ問屋ヲ制スルニ便ナリ」として江戸問屋に対する有効な牽制策として、この浦賀積に期待しているのである。

しかし一般的傾向としては、文化・文政期に、漸次問屋に対する荷主の自主性は弱体化しつつあった。それは委託販売という取引慣行において、荷主の問屋選択の自主性が制約されたことであり、当然生産者に対する問屋支配が強化されることを意味した。このような事態が、年間一〇〇万樽を超える市場充溢という状況のもとで進行していったのである。

**灘酒の販路と銘柄** 最後に灘酒の取引慣行と関連して販路の問題をとりあげてみよう。摂泉十二郷内部での販路と

（一八三六）における摂泉十二郷の各郷別の販路を、江戸積・他国積に分けて表示したのが、表18である。

ここで天保七年という年は、天保飢饉による大減産規制の実施された年であり、そのため江戸入津樽も二七万六二〇〇樽と例年にない低い数字となっている。その点を考慮したうえで、各郷の比率を比較検討してみよう。

十二郷全体の江戸積・他国積の比率は、七五%対二五%であるが、その内訳を各郷別にみると必ずしも一

第五節 酒造業の発展

表 168 摂泉十二郷における清酒の販路 (天保7年(1836))

郷名	江戸積高	比率	他国積高	比率	合計	比率
今津	14,170 <small>樽</small>	92.4%	1,160 <small>樽</small>	7.6%	15,330 <small>樽</small>	100%
灘目	143,700	86.2	23,069	13.8	166,769	100
西宮	18,370	66.5	9,250	33.5	27,620	100
伊丹	53,400	95.0	2,810	5.0	56,210	100
池田	8,470	97.1	250	2.9	8,720	100
大坂	15,150	21.8	54,210	78.2	69,360	100
伝法	15,900	99.0	160	1.0	16,060	100
尼崎	1,120	63.3	650	36.7	1,770	100
北在	5,920	92.4	490	7.6	6,410	100
合計	276,200	75.0	92,049	25.0	368,249	100

資料：「御影酒造組合文書」

定せず、かなりの偏差を示している。江戸積比率が十二郷の平均値より低いのは、大坂(二一・八%)を最低とし、ついで尼崎、西宮がこれに続く。また最も高いのは伝法(九九%)で、以下池田、伊丹、今津、北在、灘目の順となっている。同じ十二郷のうちでも、江戸積のみに販路を求めるグループと、江戸積以外の他国積にも重点をおくグループとがあったことがわかる。

そして大坂は江戸積依存度が最も低いということで、その公正な調整者としての地位が重要視され、江戸積摂泉十二郷の触頭をつとめていた。また大坂をはじめ、西宮や尼崎などは商業都市ないし城下町としてかなりの人口を有しており、地元の需要も大きく、また他の諸地域を既得市場としてもっているところでは、江戸積の依存度は相対的に低かったことがわかる。その反対に、今津および灘目は、絶対額においても江戸積依存度がかなり高い地域であったといえよう。